

令和 7 年 2 月 17 日

令和 7 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和七年広島県議会二月定例会議案目次（その二）

県第十六号	広島県企業版ふるさと納税基金条例……………	一
県第十七号	児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	三
県第十八号	地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計条例……………	一三
県第十九号	広島県行政手続条例の一部を改正する条例……………	一五
県第二十号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………	一九
県第二十一号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	三八
県第二十二号	広島県手数料条例等の一部を改正する条例……………	四二
県第二十三号	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	一五五
県第二十四号	広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例……………	一五七
県第二十五号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	一六一
県第二十六号	広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	一六四
県第二十七号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	一六七
県第二十八号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	一八六
県第二十九号	児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例……………	一八八
県第三十号	民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例……………	一九〇
県第三十一号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	一九二
県第三十二号	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例……………	一九五
県第三十三号	広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	一九七
県第三十四号	金属くず業条例の一部を改正する条例……………	一九九
県第三十五号	広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃止する条例……………	二〇一
県第三十六号	工事請負契約の締結について……………	二〇三
県第三十七号	工事請負契約の締結について……………	二〇五
県第三十八号	工事請負契約の締結について……………	二〇七
県第三十九号	工事請負契約の変更について……………	二〇九

県第四十号	工事請負契約の変更について……………	二二一
県第四十一号	工事請負契約の変更について……………	二二三
県第四十二号	財産の無償貸付けについて……………	二二五
県第四十三号	財産の取得について……………	二二七
県第四十四号	公の施設の指定管理者の指定について……………	二二九
県第四十五号	広島高速道路公社の定款の一部変更について……………	二三一
県第四十六号	農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて……………	二二三
県第四十七号	広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて……………	二二五
県第四十八号	包括外部監査契約の締結について……………	二二七

県第十六号議案

広島県企業版ふるさと納税基金条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県企業版ふるさと納税基金条例案 広島県企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（県の認定地域再生計画（同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている事業に限る。）に要する経費の財源に充てるため、広島県企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第十七号議案

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例案 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。

第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障する。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第四条 一時保護施設においては、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第五条 一時保護施設においては、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所している児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、自らその業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成

するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第六条 一時保護施設においては、消火器具（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十条第一項に規定する消火器具をいう。）、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設においては、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設においては、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設においては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 一時保護施設において児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第十条 知事又は子ども家庭センター（広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）第六条の規定により置かれた子ども家庭センターをいう。以下同じ。）の所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重し

た支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十二条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設においては、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設においては、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる児童が相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下

この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。) 、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む)以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事

項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人以上につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間（児童の就寝時刻から翌朝の起床時刻までをいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）において、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間において、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下回ることはできない。

3 一時保護施設においてこども家庭センターの執務時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告（以下この項において「通告」という。）に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、前二項に規定する夜間に置かれる職員とは別に、通告に係る対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理

由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十二条 児童指導員は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者その他規則で定める者でなければならない。

(心理療法担当職員の資格)

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十五条 一時保護施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設においては、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設においては、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設においては、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの

管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設においては、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 所長(一時保護施設を付設していることも家庭センターの所長をいう。以下この条、第三十一条及び附則第四条において同じ。)は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事又は所長は、前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)が、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入したことを確認しなければならない。

3 知事又は所長は、前項の医師等から一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることの勧告を受けたときは、当該医師等の指示に従い必要な手続をとらなければならない。

4 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習

慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設においては、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設においては、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設においては、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第三十一条 所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第三十二条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について別規程を定めるものとする。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（規則への委任）

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、当分の間、第十六条の規定は適用せず、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号。次条において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第五十六条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第五十七条及び第六十四条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正され、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第十八号議案

地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業 等特別会計条例案

地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業 等特別会計条例

(設置)

第一条 地方独立行政法人広島県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備及び事業の運営に要する資金の貸付け並びに県債の償還事務の経理の適正化を図るため、地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、貸付金償還金及び利子、県債、一般会計からの繰入金並びに附属諸収入をもって歳入とし、貸付金、県債償還金及び利子、一般会計への繰出金その他の諸支出をもって歳出とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人広島県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備及び事業の運営に要する資金の貸付け並びに県債の償還事務の経理の適正化を図ることを目的とした特別会計を設置するため、この条例案を提出する。

県第十九号議案

広島県行政手続条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政手続条例の一部を改正する条例案
 広島県行政手続条例の一部を改正する条例

広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所に設置し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に提示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>

(代理人)

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2-4 (略)

(聴聞の主宰)

第十九条 (略)

2 (略)

1-1-3 (略)

四 前三号に規定する者であった者

五・六 (略)

(続行期日の指定)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2-4 (略)

(聴聞の主宰)

第十九条 (略)

2 (略)

1-1-3 (略)

四 前三号に規定する者であったことのある者

五・六 (略)

(続行期日の指定)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第二十九條 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第二十八条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第二十九條 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(通知の方法に関する経過措置)

2 この条例による改正後の広島県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例に

٤٤٠

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が改正されたことを踏まえ、書面揭示規制を見直すなどのため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 四 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 五 (略) 六 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。) その他の人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。) であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第八項において同じ。)を締結したものをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 四 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。 五 (略)</p>
	<p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について各任命権者が人事委員会に協議して定</p>

第三條 (旅費の支給) (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一―三 (略)

3・4 (略)

5| 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6| 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7| 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8| 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第四条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によつて行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算

めるこれに相当する職務をいうものとする。
3| この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいうものとする。

第三條 (旅費の支給) (略)

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一―三 (略)

3・4 (略)

5| 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6| 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第四条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算

3 上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)
 第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 3 (略)

3 上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。但し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、当該旅行命令簿等を当該旅行者に提示しなければならない。
 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)
 第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令簿に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 3 (略)

(旅費の種類)
 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

- 9| 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。
- 10| 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転先以外の場所での宿泊を要した場合に、実費相当額により支給する。
- 11| 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12| 第二十二条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算、種目及び内容)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもので、次項で定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

2| 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及び人事委員会規則の定めるところによる。

(旅費の計算)

第七条 旅費は経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

- 第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、路程四百キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。
- 2| 前項ただし書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。
 - 3| 第三条第二項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

- 第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の一割、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の二割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
- 2| 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十条 一日の旅行において旅行雑費又は宿泊

料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料の額による。

第十一条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第十二条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 その乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- 三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

- 2| 前項第二号に規定する急行料金及び同項第三号に規定する特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
 - 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道六十キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
- 3| 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百二十キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

（鉄道賃）

第七条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道をいう。次項及び第十条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 急行料金
 - 三 寝台料金
 - 四 座席指定料金
 - 五 特別車両料金
 - 六 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2| 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第八条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第十条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃

- 二 寝台料金

- 三 座席指定料金

- 四 特別船室料金

- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときには最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第九条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第十条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

第十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金
- 五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

（航空賃）

第十四条 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

（車賃）

第十五条 車賃の額は、実費額による。ただし、職員が任命権者の承認を受けて自家用車により旅行する場合には、一キロメートルにつき任命権者の定める額とする。

- 2 前項ただし書に規定する車賃は、全路程を

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する家用自動車（以下「家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき任命権者の定める額を乗じて得た額とする。
- 3 前項の路程は、当該旅行につき家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

通算して計算する。ただし、第十一条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

- 3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十二条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第七条から第十条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十二条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、

（旅行雑費）

第十六条 旅行雑費の額は、交通手段の区分に応じた別表第一の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合の旅行雑費の額は、別表第一の公共交通機関を利用した場合の県外旅行の額とする。

（宿泊料）

第十七条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第十八条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

(転居費)

第十四条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第十六条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む)とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第十五条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十六条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新住居地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第七条から第十条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第十九条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額
- 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十条 着後手当の額は、別表第一の旅行雑費のうち、公共交通機関を利用した場合の具外旅行の額の五日分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所(現に宿泊を要した日数分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所(現に宿泊を要した夜数分を考慮して任命権者が定める額)による。

(扶養親族移転料)

第二十一条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
- 1 十二才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2| 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第十七条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2| 十二才未満六才以上の者については、

1| に規定する額の二分の一に相当する額

3| 六才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。但し、六才未満の者を三人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第十九条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

2| 前項第一号1から3までの規定により鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3| 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前二項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十二條 第六條第一項に掲げる旅費に代えて日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定するものとする。

2| 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

第二十三條及び第二十四條 削除

(退職者等の旅費)

第二十五條 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職者となつた場合には、次に規定する旅費

1| 退職等となつた日（以下「退職等の日

2| 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3| 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第十八条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

(その他具費を支弁して旅行させる必要がある場合の旅費)

第十九条 第三条第五項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が人事委員会に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第七

「という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

2| 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2| 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第二十六条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一| 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二| 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2| 遺族が前項の規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3| 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十一条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第一項各号、第八条第一項各号、第九条第一項各号並びに第十条第一項各号及び第二項に掲げる各費用について、当該各号及び第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2| 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十一条、第十二条、第十四条、第十五条及び第十六条第一項並びに第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(外国旅行の旅費)

第二十一条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第二十二條 任命権者は、旅行者が具以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

第二十三条 (略)

(旅費の返納)

第二十四條 知事又は予算の執行について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「収支等命令者」という。）は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2| 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3| 前項に規定する給与の種類は、人事委員会

(外国旅行の旅費)

第二十七條 外国旅行については、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第六条第十二項に規定する支度料を除く。）の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第二十八條 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

第二十九条 (略)

規則で定める。

第二十五条 (略)

附則

- 1・2 (略)
- 3 第七条第一項第五号に規定する特別車両料金及び第八条第一項第四号に規定する特別船室料金は、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。

第三十条 (略)

附則

- 1・2 (略)
- 3 第十二条第一項第三号に規定する特別車両料金及び第十三条第一項第五号に規定する特別船室料金は、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。次項において同じ。）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。
- 4 第十三条第一項に規定する船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行のため支給するものを除き、当分の間、同項第二号中「上級」とあるのは、「下級」として同号の規定を適用する。
- 5 (略)

4 (略)

別表第一及び別表第二を削る。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 知事等に支給する給料の額は、別表第三のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償の支給及びその種目)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第六条 知事等に支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</p> <p>(実費弁償の種目)</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 知事等に支給する給料の額は、別表第三のとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償の支給及びその種類)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第六条 知事等に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>(実費弁償の種類)</p>

第七条 第二条第四項に規定する者に支給する実費弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(費用弁償等の額)

第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額を算出するに当たっては、職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「旅費条例」という。〔第七条から第十三条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第七条第二項及び第八条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第九条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「現に支払つた運賃の額」と、第十一条中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第十一号の指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて別に定める額」と読み替えるものとする。〕
2| 前項の規定にかかわらず、同項の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

3| 附属機関の委員等及び非常勤職員に支給する費用弁償の額は、一般職の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。ただし、労働委員会の幹旋員及び精神保健指定医に支給する費用弁償の額は、旅費条例の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

4| 知事等に支給する旅費の額を算出するに当たっては、旅費条例第七条から第十六条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第七条第二項及び第八条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第九条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「現に支払つた運賃の額」と、第十一条中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第十一号の指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて別に定める額」と読み替えるものとする。

5| 前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

第七条 第二条第四項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償等の額)

第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

2| 附属機関の委員等及び非常勤職員に支給する費用弁償の額は、一般職の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。ただし、労働委員会の幹旋員及び精神保健指定医に支給する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「旅費条例」という。)の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

3| 知事等に支給する旅費の額は、別表第二のとおりとする。ただし、着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

4| 前項本文の規定にかかわらず、別表第二の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

61 (略)

(招集等に係る費用弁償)
 第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席した場合には、公務諸費を支給する。

2 (略)
 3 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費は、県議会議員があらかじめ県議会の議長に届け出た経路及び方法であつて県議会の議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。

4 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため自家用車により旅行した場合のその他の交通費の額は、前条第一項の規定にかかわらず、県議会の議長が別に定める額とする。

(外国旅行の旅費等)
 第十条 第二条第一項から第三項までに規定する者が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種目は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種目の例によるものとする。

2 (略)

附則

1・2 (略)
 3 県議会議員、委員会の委員等及び知事等に支給する費用弁償又は旅費のうち鉄道賃及び船賃の額について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第三項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第三項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第三項及び第四項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第十二条第一項第三号に規定する特別車両料金は、当分の間、一の都道府県の区域内の旅行には支給しないものとし、二以上の都道府県の区域にわたる旅行には知事等について当該特別車両料金の額の二分の一を超えない範囲内において知事が定める額を支給しないことができる。

51 (略)

(招集等に係る費用弁償)
 第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席した場合には、第五条第四項の旅費に代えて公務諸費を支給する。

2 (略)
 3 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び車賃は、県議会議員があらかじめ県議会の議長に届け出た経路及び方法であつて県議会の議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。

4 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条第一項の規定にかかわらず、県議会の議長が別に定める額とする。

(外国旅行の旅費等)
 第十条 第二条第一項から第三項までに規定する者が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。

2 (略)

附則

1・2 (略)
 3 県議会議員、委員会の委員等及び知事等に支給する費用弁償又は旅費のうち鉄道賃及び船賃の額について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第三項及び第四項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第十二条第一項第三号に規定する特別車両料金は、当分の間、一の都道府県の区域内の旅行には支給しないものとし、二以上の都道府県の区域にわたる旅行には知事等について当該特別車両料金の額の二分の一を超えない範囲内において知事が定める額を支給しないことができる。

別表第二及び別表第三を次のように改める。
別表第二 (第三条関係)

区 分	区 分			議員報酬又は報酬
	議長	副議長	議員	
県議会				月額 一、一一三、〇〇〇円 九六四、〇〇〇円
教育委員会	委員			月額 一一七、〇〇〇円 日額 一一、二〇〇円

選挙管理委員会		人事委員会		監査委員		公安委員会		労働委員会		収用委員会		海区漁業調整委員会		内水面漁場管理委員会	
委員長	委員	委員長	委員	その他の委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員長	委員	委員長	
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
122,000円	24,400円	117,000円	22,100円	106,000円	122,000円	117,000円	122,000円	122,000円	122,000円	122,000円	122,000円	122,000円	122,000円	122,000円	
日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	
4,067円	787円	3,867円	729円	3,533円	4,067円	3,867円	4,067円	4,067円	4,067円	4,067円	4,067円	4,067円	4,067円	4,067円	

別表第三 (第三条関係)

区分	給料月額
知事	一、三八九、〇〇〇円
副知事	一、〇九一、〇〇〇円
公営企業の管理者	給与条例に定める行政職給料表の七級の職務にある職員給料の例による額
教育長	九三三、〇〇〇円を超えない範囲内において、任命権者が定める額
人事委員会の常勤の委員	
常勤の監査委員	

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</p> <p>5 (略) 6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。</p>	<p>(費用弁償) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>5 (略) 6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第六条第十二項に規定する支度料を除く。)の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下この項及び第三項において「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が新条例第三条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以前に旧条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、なお従前の例による。

2 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反し

て旅費の支給を受けた場合について適用する。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の経過措置)

第四条 附則第二条の規定は、第二条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第三条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例、附則第五条の規定による改正後の公害紛争の処理に関する条例及び附則第六条の規定による改正後の土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の規定について準用する。

(公害紛争の処理に関する条例の一部改正)

第五条 公害紛争の処理に関する条例(昭和四十五年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(紛争処理の手續に要する費用) 第九条 (略) 一・二 (略) 三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当 四 (略)</p>	<p>(紛争処理の手續に要する費用) 第九条 (略) 一・二 (略) 三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料 四 (略)</p>
<p>(土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)</p> <p>第六条 土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和二十七年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	
改正後	改正前
<p>(旅費) 第二条 (略) 2 前項の規定により参考人等に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その</p>	<p>(旅費) 第二条 (略) 2 前項の規定により参考人等に支給する旅費は、旅行雑費、宿泊料、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃及び食卓料とし、その額は、職員</p>

額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に支給すべき額に相当する額とする。

旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に支給すべき額に相当する額とする。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことなどを踏まえ、職員に旅費として支給する宿泊費について宿泊費基準額を定めた上での実費支給とするなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第七条第三項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前三項の規定は、第十四条第一項第一号に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第二項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第七条第三項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前三項の規定は、第十四条第一項第一号に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のあ</p>

員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

第十四条 (介護休暇)

一 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十四条の四第一項において「配偶者等」という。）で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

2-6 (略)

第十四条の三 (略)

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十四条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

21 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十四条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

る職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

第十四条 (介護休暇)

一 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

2-6 (略)

第十四条の三 (略)

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第八条の二第三項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務免除の対象を小学校就学前の子を養育する職員に拡大するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例等の一部を改正する条例案
 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分
	建築基 法第六 条第一 項(法 第八 十七 条第 一項 の昭 和二 十五 年規 定に おい て「 移 転」 とい う。 法二 百一 十條 第一 項に おい て「 移 転」 とい う。	建築物の確認 申請手数料		建築基 法第六 条第一 項(法 第八 十七 条第 一項 の昭 和二 十五 年規 定に おい て「 移 転」 とい う。 法二 百一 十條 第一 項に おい て「 移 転」 とい う。	建築物の確認 申請手数料
		金額			金額
		床面積の合計(建築物の建築(移転を除く。以下この項において「移転」という。)をそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積)の二分の一(建築の場合においては、当該増加する部分の床面積)の増加する部分の床面積)			床面積の合計(建築物の建築(移転を除く。以下この項において「移転」という。)をそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積)の二分の一(建築の場合においては、当該増加する部分の床面積)の増加する部分の床面積)

積)とする。)をいう。一から十までにおいて同じ。)の一分から十までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 八、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号、以下この項において「基準省令」という。)(第一条第一項第二号イ②及びロ②の基準(以下この項において「仕様基準」という。)(誘導仕様基準)に適合させる一戸建ての住宅等(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号、以下この項において「令」という。)(第百三十条の三に規定する兼用住宅を含む。以下この項において同じ。)(の場合にあつては、一五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二〇、〇〇〇円)

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一九、〇〇〇円(仕様基準又は誘

積)とする。)をいう。一から九までにおいて同じ。)の一分から九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 七、〇〇〇円

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一三、〇〇〇円

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを
超え二〇〇平方メートル以内のもの
三
一、〇〇〇円
(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる
戸建ての住宅等以外の場合にあつては、
四五、〇〇〇円)

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを
超え三〇〇平方メートル以内のもの
三
四、〇〇〇円
(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる
戸建ての住宅等以外の場合にあつては、
五七、〇〇〇円)

五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを
超え五〇〇平方メートル以内のもの
三
六、〇〇〇円
(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる
戸建ての住宅等の場合にあつては、
五二、〇〇〇円)

六、〇〇〇円
の住宅等以外の場合にあつては、
七七、

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを
超え二〇〇平方メートル以内のもの
一
九、〇〇〇円

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを
超え五〇〇平方メートル以内のもの
二
六、〇〇〇円

六 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの五〇、〇〇〇円(仕様基準又は誘導基準に適合させる二戸建ての住宅等の場合にあつては、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、九一、〇〇〇円)

七 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの六九、〇〇〇円(仕様基準又は誘導基準に適合させる一戸建ての住宅等の場合にあつては、八五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一一〇、〇〇〇円)

八 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの二〇〇、〇〇〇円(仕様基準又は誘導基準に適合させる一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二七〇、〇〇〇円)

九 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以

五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの四六、〇〇〇円

六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの六五、〇〇〇円

七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一九〇、〇〇〇円

八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以

	<p>法第六条第一項（法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。）の建築物の確認の申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査</p>	
<p>内もの三〇、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等の場合にあつては、四一〇、〇〇〇円）</p> <p>十 床面積の合計が五〇、〇〇平方メートルを超えるもの六四〇、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、六五〇、〇〇〇円）</p> <p>十一 昇降機を設置する場合（二に掲げる場合を除く。）建築物の確認申請手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき二〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）を加えた額</p> <p>十二 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合建築物の確認申請手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については六、〇〇〇円）を加えた額</p>	<p>法第六条第一項（法第八十七条第一項の規定において準用する場合を含む。）の建築物の確認の申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査</p>	<p>内もの三〇、〇〇〇円</p> <p>九 床面積の合計が五〇、〇〇平方メートルを超えるもの六〇〇、〇〇〇円</p> <p>一〇 昇降機を設置する場合（二に掲げる場合を除く。）建築物の確認申請手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一九、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）を加えた額</p> <p>十一 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合建築物の確認申請手数料の金額の欄に定める方法により算定した額に一基につき一〇、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）を加えた額</p>

法第八十七条の四に建築設備の確認申請手数料
 法第八十七条の四に建築設備の確認申請手数料
 六条第一項の規定による建築設備の設置の確認の申請に対する審査

一 建築設備を設置する場合（二に掲げる場合を除く。）
 ○〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）
 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合
 一、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については六、〇〇〇円）
 一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。）
 一四、〇〇〇円
 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合
 八、〇〇〇円

構造計算適合性判定を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごと）に、シヨンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。（一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算

法第八十七条の四に建築設備の確認申請手数料
 法第八十七条の四に建築設備の確認申請手数料
 六条第一項の規定による建築設備の設置の確認の申請に対する審査

一 建築設備を設置する場合（二に掲げる場合を除く。）
 ○〇〇円（小荷物専用昇降機については九、〇〇〇円）
 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合
 一、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については五、〇〇〇円）
 一 工作物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。）
 一三、〇〇〇円
 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合
 七、〇〇〇円

構造計算適合性判定を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごと）に、シヨンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。（一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算

	<p>法第七条の三第一項建築物の完了の特定期程を含む建築検査申請手数の建築以外の建築物に料(特定工程)についての法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に対する審査</p>	
--	--	--

適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとすし、法第六条第四項、法第六条第二項若しくは法第十八条第三項若しくは法第四項に規定する確認済証又は法第六条の第三項若しくは法第十八条第八項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。)の一方から五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつて

	<p>法第七条の三第一項建築物の完了の特定期程を含む建築検査申請手数の建築以外の建築物に料(特定工程)についての法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に対する審査</p>	
--	--	--

適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとすし、法第六条第四項、法第六条第二項若しくは法第十八条第三項若しくは法第四項に規定する確認済証又は法第六条の第三項若しくは法第十八条第八項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から五までにおいて同じ。)の一方から五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつて

は、一、二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、一六、〇〇〇円	二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、二〇、〇〇〇円	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二二、〇〇〇円	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二四、〇〇〇円	五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、三二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、三八、〇〇〇円
---------------------------------------	--	--	--	---

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの、一三、〇〇〇円	三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの、一七、〇〇〇円	四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの、二一、〇〇〇円
--	---	---

六	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超えるもの	七	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるもの	八	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超えるもの	九	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるもの	十	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超えるもの
	〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円

五	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超えるもの	六	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるもの	七	床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超えるもの	八	床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるもの	九	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超えるもの
	〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円		〇〇〇円

		<p>法第七条の三第一項建築物の完了の特定工程を含む建築検査申請手数料(特定工程)による建築物の完了検査の申請に対する審査</p>
		<p>法第七条の三第一項建築物の完了の特定工程を含む建築検査申請手数料(特定工程)による建築物の完了検査の申請に対する審査</p>
<p>もの 四三〇、〇〇〇円</p>	<p>一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの 一〇、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一、二〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 六、〇〇〇円</p>	<p>一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの 一〇、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一、二〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 六、〇〇〇円</p>

等の場合に あつては、二一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 二、三、〇〇〇 円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え三〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合に あつては、二九 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三〇、〇〇〇 円	五 床面積の合 計が三〇〇平 方メートルを 超え五〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合に あつては、三一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三、七、〇〇〇 円	六 床面積の合 計が五〇〇平 方メートルを 超え一、〇〇 〇平方メート ル以内のもの 一戸建ての 住宅等の場合 にあつては、 四七、〇〇〇 円、一戸建て の住宅等以外 の場合にあつ ては、五三、 〇〇〇円	七 床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの一戸建 ての住宅等の 場合にあって は、六三、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に
---	---	---	--	--

二、〇〇〇円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え五〇〇平 方メートル以 内のもの二 〇〇〇円	五 床面積の合 計が五〇〇平 方メートルを 超え一、〇〇 〇平方メート ル以内のもの 三八、〇〇 〇円	六 床面積の合 計が一、〇〇 〇平方メート ルを超え二、 〇〇〇平方メ ートル以内の もの五三、 〇〇〇円
--------	--	--	--

法第七条の三第一項建築物の完了特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査

法第七条の三第一項建築物の完了特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	建築物の完了検査申請手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合)	八 あつては、六九、〇〇〇円 計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、一四〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一七〇、〇〇〇円	九 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一九、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二四〇、〇〇〇円	十 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、四三五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、四六〇、〇〇〇円	十一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の完了検査申請手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのおの額に、一基につき二、〇〇〇円を加えた額
---	--	---	---	---	---

法第七条の三第一項建築物の完了特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査

法第七条の三第一項建築物の完了特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	建築物の完了検査申請手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第七条第一項の規定による建築物の完了検査の申請に於ける法第八条降機に係る部分に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合)	七 計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、一四〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一七〇、〇〇〇円	八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一九、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二四〇、〇〇〇円	九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの四〇〇、〇〇〇円	十一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の完了検査申請手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのおの額に、一基につき二、〇〇〇円を加えた額
---	--	---	---	--	---

<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>法第八十八條第一項又は第二項において検査申請手数料とする法第七條第一項の規定による工</p>	<p>法第八十七條の四において準用する法第七條第一項の規定による建築設備の完了検査の申請に対する審査</p>	<p>法第八十七條の四に於いて準用する法第七條第一項の規定による建築設備の完了検査の申請手数料</p>	<p>法第八十七條の四に於いて準用する法第七條第一項の規定による建築設備の完了検査の申請手数料</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>
<p>中間検査を行う部分の床</p>	<p>五、〇〇〇円</p>	<p>一 建築設備が小荷物専用昇降機以外のとき 二 建築設備が小荷物専用昇降機の時</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>一 昇降機を設置する場合（二に掲げる場合を除く。）建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物以外の場合の金額</p>
<p>中間検査を行う部分の床</p>	<p>四、〇〇〇円</p>	<p>一 建築設備が小荷物専用昇降機以外のとき 二 建築設備が小荷物専用昇降機の時</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>
<p>中間検査を行う部分の床</p>	<p>四、〇〇〇円</p>	<p>一 建築設備が小荷物専用昇降機以外のとき 二 建築設備が小荷物専用昇降機の時</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>一 小荷物専用昇降機を設置する場合建築物の完了検査申請手数料 二 特定工程を含む建築物の場合の金額</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>	<p>法第七條の三第一項建築物の完了検査申請手数料</p>

の中間検査の申請に料
対する審査

面積の合計が 三〇平方メー トル以内のも の、一戸建て の住宅等の場 合にあつては 二〇、〇〇〇 円、一戸建て の住宅等以外 の場合にあつ ては、二〇、 〇〇〇円	二 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一戸建て の住宅等の場 合にあつては 二二、〇〇〇 円、一戸建て の住宅等以外 の場合にあつ ては、二七、 〇〇〇円	三 中間検査を 行う部分の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの、一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、三五、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 四〇、〇〇〇 円	四 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 二〇〇平方メ ートルを超え 三〇〇平方メ ートル以内の もの、一戸建 ての住宅等の 場合にあつて は、三六、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、四 一、〇〇〇円	五 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇〇平方メ ートルを超え 五〇〇平方メ
--	---	---	---	---

の中間検査の申請に料
対する審査

面積の合計が 三〇平方メー トル以内のも の、一〇、〇 〇〇円	二 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一三、〇 〇〇円	三 中間検査を 行う部分の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの、一 七、〇〇〇円	四 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 二〇〇平方メ ートルを超え 五〇〇平方メ ートル以内の もの、二三、 〇〇〇円
---	--	---	---

九	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一〇、〇〇〇平 方メートル	八	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 二、〇〇〇平 方メートルを 超え一〇、〇 〇平方メー トル以内のも の住宅等の場 合にあつては、 一三五、〇〇 〇円、一戸建 ての住宅等以 外の場合にあ つては、二〇〇 〇、〇〇〇円	七	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一、〇〇〇平 方メートルを 超え二、〇〇 〇平方メー トル以内のも の住宅等の場 合にあつては、 六〇、〇〇〇 円、一戸建て の住宅等以外 の場合にあつ ては、七七、 〇〇〇円	六	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、四五、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 六二、〇〇〇 円	五	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円	四	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円	三	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円	二	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円	一	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円
---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

八	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一〇、〇〇〇平 方メートル	七	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 二、〇〇〇平 方メートルを 超え一〇、〇 〇平方メー トル以内のも の住宅等の場 合にあつては、 一三〇、〇〇 〇円	六	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一、〇〇〇平 方メートルを 超え二、〇〇 〇平方メー トル以内のも の住宅等の場 合にあつては、 五二、〇〇〇 円	五	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの住宅 等の場合にあ つては、三、 〇〇〇円
---	---	---	---	---	--	---	---

(略)

法第十八条第二項（建築物の計画
法第十八条第一項
において準用する場
合を含む。）の規定
による建築物の建築
等の計画の通知に対
する審査

(略)

建築物の計画
通知手数料

(略)

床面積の合計（建築物の建築又は移転等をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一から十までにおいて同じ。）の一分の一に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

十
中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、二一五、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、三〇〇、〇〇〇円

(略)

法第十八条第二項（建築物の計画
法第十八条第一項
において準用する場
合を含む。）の規定
による建築物の建築
等の計画の通知に対
する審査

(略)

建築物の計画
通知手数料

(略)

床面積の合計（建築物の建築又は移転等をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。）をいう。一から九までにおいて同じ。）の一分の一に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

九
中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等の場合にあつては、三九〇、〇〇〇円

一	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 八、〇〇〇円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一五、〇〇〇円)
二	床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一九、〇〇〇円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、三三、〇〇〇円)
三	床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 三〇、〇〇〇円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、四五、〇〇〇円)
四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの 三〇、〇〇〇円

一	床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 七、〇〇〇円
二	床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一三、〇〇〇円
三	床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一四、〇〇〇円
四	床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 二六、〇〇〇円

五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの三六〇〇〇円
 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、八
 準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、六〇、
 五〇、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の
 〇〇〇〇円)
 六 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの五〇、〇〇〇円
 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、七、
 〇〇〇円)
 七 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの六九、〇〇〇円
 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあつては、八

五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの四六、〇〇〇円
 六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの六五、〇〇〇円

五、〇〇〇円
 一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、一〇、〇〇〇円）
 八 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、二〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあっては、二〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、二七〇、〇〇〇円）
 九 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、三〇、〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあっては、三四六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、四一〇、〇〇〇円）
 十 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの、六四〇〇〇円（仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合であつて、一戸建ての住宅等の場合にあっては、六五六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあっては、七二〇、〇〇〇円）

七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、一九〇〇〇円

八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの、三〇、〇〇〇円

九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの、六四〇〇〇円

<p>法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築含まれる部分がある計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築含まれる部分がある計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築含まれる部分がある計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第二項（建築物の計画において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築含まれる部分がある計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>
<p>法第十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>法第十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築物の築造の計画の通知に対する審査</p>
<p>一 建築物を築造する場合（二に掲げる場合を除く。） 一四、〇〇〇円</p> <p>二 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して工</p>			

<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物以外の建築物に料(特定工程)について法第十八条を含有建築物の工事に完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物以外の建築物に料(特定工程)について法第十八条を含有建築物の工事に完了の通知に対する審査</p>	<p>一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))を、当該建築に於ける当該建築物の移転等に係るものの場合において、当該移転に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一六、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一六、〇〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二四、〇〇〇円</p>	<p>作物を築造する場合 八、〇〇〇円</p>
---	---	--	-------------------------

<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物以外の建築物に料(特定工程)について法第十八条を含有建築物の工事に完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物以外の建築物に料(特定工程)について法第十八条を含有建築物の工事に完了の通知に対する審査</p>	<p>一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。))を、当該建築に於ける当該建築物の移転等に係るものの場合において、当該移転に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一六、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、一八、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、一六、〇〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの、一戸建ての住宅等の場合にあつては、二二、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、二四、〇〇〇円</p>	<p>作物を築造する場合 四、〇〇〇円</p>
---	---	--	-------------------------

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを 超え三〇〇平方メートル以内のもの 戸建ての住宅等の場合にあつては、三〇、〇〇〇円、一 戸建ての住宅等以外の場合にあつては、 三一、〇〇〇円	五 床面積の合計が三〇〇平方メートルを 超え五〇〇平方メートル以内のもの 戸建ての住宅等の場合にあつては、三二、〇〇〇円、一 戸建ての住宅等以外の場合にあつては、 三八、〇〇〇円	六 床面積の合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、 四九、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、五五、〇〇〇円	七 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一戸建ての住宅等の場合にあつては、六六、〇〇〇円、一戸建ての住宅等以外の場合にあつては、七二、〇〇〇円	八 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートルを
---	---	--	--	--

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを 超え五〇〇平方メートル以内のもの 二、〇〇〇円	五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、〇〇〇円	六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 五六、〇〇〇円	七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートルを
---	---	--	--

<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物についての法第十八条第二十項の規程を含む建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更をする場合を除く。）をされる場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合において、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から九までにおいて同じ。）が三〇平方メートル以内の</p>	<p>九 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等（以下「住宅」といふ。）は、一四七、〇〇〇円（一戸建ての住宅等以外の場合は、一八〇、〇〇〇円）</p> <p>十 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの一戸建ての住宅等（以下「住宅」といふ。）は、四六七、〇〇〇円（一戸建ての住宅等以外の場合は、四七〇、〇〇〇円）</p>
<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十五項の規程を含む建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>一 床面積の合計（建築物の建築又は移転等（用途の変更をする場合を除く。）をされる場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合において、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。）をいう。二から九までにおいて同じ。）が三〇平方メートル以内の</p>	<p>八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの一戸建ての住宅等（以下「住宅」といふ。）は、一四七、〇〇〇円（一戸建ての住宅等以外の場合は、一八〇、〇〇〇円）</p> <p>九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの四三〇、〇〇〇円</p>

もの一戸建 ての住宅等 の場合にあつて は、一、一〇、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、一 五、〇〇〇円	二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの一戸 建ての住宅等 の場合にあつ ては、一七、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 九、〇〇〇円	三 床面積の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 一三、〇〇〇 円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え三〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二九、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 三〇、〇〇〇 円	五 床面積の合 計が三〇〇平 方メートルを 超え五〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、三一、 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合
---	--	--	--	---

もの一〇、 〇〇〇円	二 床面積の合 計が三〇平方 メートルを超 え一〇〇平方 メートル以内 のもの一戸 建ての住宅等 の場合にあつ ては、一七、 〇〇〇円	三 床面積の合 計が一〇〇平 方メートルを 超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、二一、 〇〇〇円	四 床面積の合 計が二〇〇平 方メートルを 超え三〇〇平 方メートル以 内のもの二 、〇〇〇円
---------------	--	---	---

十	床面積の合	〇円	二四〇、〇〇〇	合にあつては、住宅等以外の場	一戸建ての住宅	九、〇〇〇円	つては、二一	等の場合にあ	戸建ての住宅	内のも	方メートル以	〇、〇〇〇平	〇、〇〇〇平	トルを超え五	〇〇平方メー	計が一〇、〇	九	床面積の合	〇円	一七〇、〇〇〇	にあつては、	等以外の場合	戸建ての住宅	〇〇〇円、一	は、一四〇、	場合にあつて	もの	一戸建	〇〇〇平方メ	〇〇〇平方メ	ルを超え一〇	〇平方メート	計が二、〇〇	八	床面積の合	九、〇〇〇円	あつては、六	以外の場合に	建ての住宅等	〇〇円、一戸	は、六三、〇	場合にあつて	の住宅等	もの	一戸建	〇〇〇平方メ	〇〇〇平方メ	ルを超え二、	〇平方メート	計が一、〇〇	七	床面積の合	〇〇〇円	〇〇〇円	ては、五三、	の場合にあつ	の住宅等以外	円、一戸建て	四七、〇〇〇	にあつては、	住宅等の場合	一戸建ての	ル以内のもの	〇平方メート	〇平方メート	超え一、〇〇	方メートルを	計が五〇〇平	六	床面積の合	円	三七、〇〇〇	にあつては、	に
---	-------	----	---------	----------------	---------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	----	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	---	--------	--------	---

九	床面積の合	〇円	〇〇〇円	内のも	方メートル以	〇、〇〇〇平	〇、〇〇〇平	トルを超え五	〇〇平方メー	計が一〇、〇	八	床面積の合	〇〇〇円	〇〇〇円	もの	一戸建	〇〇〇平方メ	〇〇〇平方メ	ルを超え一〇	〇平方メート	計が二、〇〇	七	床面積の合	〇〇〇円	〇〇〇円	もの	一戸建	〇〇〇平方メ	〇〇〇平方メ	ルを超え二、	〇平方メート	計が一、〇〇	六	床面積の合	〇〇〇円	〇〇〇円	に	ル以内のもの	〇平方メート	〇平方メート	超え一、〇〇	方メートルを	計が五〇〇平	五	床面積の合	〇円	三八、〇〇〇	に
---	-------	----	------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	------	------	----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	------	------	----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	------	------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	-------	----	--------	---

<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>
<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>
<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項建築物の工事の特定工程を含む建築料(特定工程)の法第十八条第二項の規を、計画に昇定による建築物の工で、計画に昇事完了の通知に係降機に係る部る計画に法第八十七分が含まれる条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>
<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。)建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、その額に</p> <p>一、〇〇〇円を加えた額</p> <p>二 小荷物専用</p>

<p>法第八十七条の四に おいて準用する法第 十八条第二十項の規 定による建築設備の 工事の完了の通知に 対する審査</p>	<p>建築設備の工 事完了通知手 数料</p>	<p>昇降機を設置 する場合 建築物の工 事完了通知手 数料(特定工 程を含む建築 物の場合)の 金額の欄に掲 げる床面積の 合計の区分に 応じ、そのお のの額に 一基につき一 三、〇〇〇円 を加えた額</p>	<p>法第八十八条第一項 又は第二項において 準用する法第十八条 第二十項の規定によ る工作物の工事の完 了の通知に対する審 査</p>	<p>工作物の工事 完了通知手数 料</p>	<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>法第十八条第二十八 項の規定による建築 物の特定工程工事の 終了の通知に対する 審査</p>	<p>建築物の特定 工程工事終了 通知手数料</p>	<p>一 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一戸建て の住宅等の場 合にあつては、 一、〇〇〇円 二 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一戸建て の住宅等の場 合にあつては、 二、〇〇〇円 三 中間検査を 行う部分の合 計が一〇〇平 方メートルを</p>
<p>法第八十七条の四に おいて準用する法第 十八条第十五項の規 定による建築設備の 工事の完了の通知に 対する審査</p>	<p>建築設備の工 事完了通知手 数料</p>	<p>昇降機を設置 する場合 建築物の工 事完了通知手 数料(特定工 程を含む建築 物の場合)の 金額の欄に掲 げる床面積の 合計の区分に 応じ、そのお のの額に 一基につき八 〇〇〇円を加 えた額</p>	<p>法第八十八条第一項 又は第二項において 準用する法第十八条 第十五項の規定によ る工作物の工事の完 了の通知に対する審 査</p>	<p>工作物の工事 完了通知手数 料</p>	<p>一四、〇〇〇円</p>	<p>法第十八条第二十一 項の規定による建築 物の特定工程工事の 終了の通知に対する 審査</p>	<p>建築物の特定 工程工事終了 通知手数料</p>	<p>一 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一、〇〇 〇円 二 中間検査を 行う部分の床 面積の合計が 三〇平方メー トルを超え一 〇〇平方メー トル以内のも の、一、〇〇 〇円 三 中間検査を 行う部分の合 計が一〇〇平 方メートルを</p>

七	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一、〇〇〇平 方メートルを	六	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、四五 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 六二、〇〇〇 円	五	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 三〇〇平方メ ートルを超え 五〇〇平方メ ートル以内の もの一戸建 ての住宅等 の場合にあつ ては、三七、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、五 三、〇〇〇円	四	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 二〇〇平方メ ートルを超え 三〇〇平方メ ートル以内の もの一戸建 ての住宅等 の場合にあつ ては、三六、〇 〇〇円、一戸 建ての住宅等 以外の場合に あつては、四 一、〇〇〇円	超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、三五 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 四〇、〇〇〇 円
---	---	---	---	---	--	---	--	--

六	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 一、〇〇〇平 方メートルを	五	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 五〇〇平方メ ートルを超え 一、〇〇〇平 方メートル以 内のもの三 七、〇〇〇円	四	中間検査を行 う部分の床 面積の合計が 二〇〇平方メ ートルを超え 五〇〇平方メ ートル以内の もの二三、 〇〇〇円	超え二〇〇平 方メートル以 内のもの一 戸建ての住宅 等の場合にあ つては、三五 〇〇〇円、一 戸建ての住宅 等以外の場合 にあつては、 四〇、〇〇〇 円
---	---	---	--	---	--	--

法第十八条第二十八
項の規定による建築
物の特定工程工事の
終了の通知に係る計

(略)

八 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が二、〇〇〇平
方メートルを超え一
〇〇平方メートル以
内のもの一戸建て
の住宅等の場合に
あつては、一三五、
〇〇円、一戸建て
の住宅等以外の場
合にあつては、二〇
〇、〇〇〇円

九 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が一〇、〇〇〇
平方メートルを超え
五〇、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの一
戸建ての住宅等の
場合にあつては、二
一五、〇〇〇円、一
戸建ての住宅等以
外の場合にあつて
は、二〇〇、〇〇〇
円

十 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が五〇、〇〇〇
平方メートルを超え
るもの一戸建ての
住宅等の場合に
あつては、四二五、
〇〇〇円、一戸建
ての住宅等以外
の場合にあつては、
五〇、〇〇〇円

(略)

法第十八条第二十一
項の規定による建築
物の特定工程工事の
終了の通知に係る計

(略)

七 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が二、〇〇〇平
方メートルを超え一
〇〇平方メートル以
内のもの一戸建て
の住宅等の場合に
あつては、一三〇、
〇〇〇円

八 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が一〇、〇〇〇
平方メートルを超え
五〇、〇〇〇平方メ
ートル以内のもの一
戸建ての住宅等の
場合にあつては、二
一五、〇〇〇円

九 中間検査を行
う部分の床面積の
合計が五〇、〇〇〇
平方メートルを超え
るもの一戸建ての
住宅等の場合に
あつては、三九〇、
〇〇〇円

(略)

十八年
法律第九十一号
以下この項において「法」といふ。

いて同じ。)の十八年
床面積の合計(法律第九十一号)は、大規模の修繕又は大規模の模様替若しくは用途の変更(以下この項において「用途変更等」という。)をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積(建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一十までにおいて同じ。
(一)の二から九までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合に要する部分において当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し

いて同じ。)の十八年
床面積の合計(法律第九十一号)は、大規模の修繕又は大規模の模様替若しくは用途の変更(以下この項において「用途変更等」という。)をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積(建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においてはその増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から九までにおいて同じ。
(一)の二から九までの間に掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合に要する部分において当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し

ている場合にお
 いてはそれぞれ
 別の建築物とし
 て構造計算適合
 性判定を必要と
 する建築物とす
 る。以下この項
 において「構造
 計算適合性判定
 対象建築物」と
 いう。一棟ごと
 に、床面積の
 合計（既存建築
 物の全部又は一
 部を含んで構造
 計算適合性判定
 を必要とする場
 合においては構
 造計算適合性判
 定の対象となる
 床面積に当該既
 存建築物の床面
 積を加えるもの
 とし、法第十八
 条第二項の規定
 による場合にお
 いては当該計画
 の変更に伴い構
 造計算適合性判
 定が必要となる
 建築物の床面積
 とする。二一か
 ら二五までにお
 いて同じ。）の
 二一から二五ま
 でに掲げる区分
 に応じ当該区分
 に定める額を合
 算した額を加え
 た額

1 床面積の
 合計が三〇
 平方メートル
 の以内のも
 の

2 床面積の
 合計が三〇
 平方メートル
 を超え一
 〇〇平方メ
 ートル以内
 のもの

3 床面積の
 合計が一〇
 〇平方メー
 トルを超え
 二〇〇平方
 メートル以
 内のもの

〇〇〇円
 三、
 〇〇〇円

ている場合にお
 いてはそれぞれ
 別の建築物とし
 て構造計算適合
 性判定を必要と
 する建築物とす
 る。以下この項
 において「構造
 計算適合性判定
 対象建築物」と
 いう。一棟ごと
 に、床面積の
 合計（既存建築
 物の全部又は一
 部を含んで構造
 計算適合性判定
 を必要とする場
 合においては構
 造計算適合性判
 定の対象となる
 床面積に当該既
 存建築物の床面
 積を加えるもの
 とし、法第十八
 条第二項の規定
 による場合にお
 いては当該計画
 の変更に伴い構
 造計算適合性判
 定が必要となる
 建築物の床面積
 とする。二一か
 ら二五までにお
 いて同じ。）の
 二一から二五ま
 でに掲げる区分
 に応じ当該区分
 に定める額を合
 算した額を加え
 た額

1 床面積の
 合計が三〇
 平方メートル
 の以内のも
 の

2 床面積の
 合計が三〇
 平方メートル
 を超え一
 〇〇平方メ
 ートル以内
 のもの

3 床面積の
 合計が一〇
 〇平方メー
 トルを超え
 二〇〇平方
 メートル以
 内のもの

〇〇〇円
 一、
 〇〇〇円

二 (略)	10 床面積の 合計が五〇、 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円	9 床面積の 合計が一〇、 メートルを 超え五〇、 メートル以 内のもの 三三〇、 〇〇〇円	8 床面積の 合計が二、 メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの 二〇〇、 〇〇〇円	7 床面積の 合計が一、 メートルを 超え二、 メートル以 内のもの 六九、 〇〇〇円	6 床面積の 合計が五〇 〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 五〇、 〇〇〇円	5 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの 三六、 〇〇〇円	4 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トルを超え 三〇〇平方 メートル以 内のもの 三四、 〇〇〇円
----------	---	---	--	--	--	--	---

二 (略)	9 床面積の 合計が五〇、 メートルを 超えるもの 六〇〇、 〇〇〇円	8 床面積の 合計が一〇、 メートルを 超え五〇、 メートル以 内のもの 三一〇、 〇〇〇円	7 床面積の 合計が二、 メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの 一九〇、 〇〇〇円	6 床面積の 合計が一、 メートルを 超え二、 メートル以 内のもの 六五、 〇〇〇円	5 床面積の 合計が五〇 〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 四六、 〇〇〇円	4 床面積の 合計が二〇 〇平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの 二六、 〇〇〇円
----------	--	---	--	--	--	---

要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合において）は構造計算適合性判定の対象となる床面積に当る該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの

要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合において）は構造計算適合性判定の対象となる床面積に当る該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの

都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画の 規定による低炭素 建築物新築等計画の 認定の申請に対する 審査	(略)	
都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(略)	
低炭素建築 物新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは	二 (略)	5 内のもの 三四、 〇〇〇円 5 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 五〇〇平方 メートル以 内のもの 三六、 〇〇〇円 6 床面積の 合計が五〇 〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 五〇、 〇〇〇円 7 床面積の 合計が一、 〇〇〇平方 メートルを 超え二、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 六九、 〇〇〇円 8 床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 二〇〇、 〇〇〇円 9 床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え五〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三三〇、 〇〇〇円 10 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円
都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物新築等計画の 認定の申請に対する 審査	(略)	
都市の法第五十三条第一項 低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(略)	
低炭素建築 物新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは	二 (略)	5 内のもの 二六、 〇〇〇円 5 床面積の 合計が五〇 〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 四六、 〇〇〇円 6 床面積の 合計が一、 〇〇〇平方 メートルを 超え二、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 六五、 〇〇〇円 7 床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 一九〇、 〇〇〇円 8 床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え五〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三二〇、 〇〇〇円 9 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六〇〇、 〇〇〇円

律(平成二十四年法律第八十四号)の項において「法」という。

模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置(以下この項において「建築等」という。おいて「しようとする住宅が一户」という。建てる住宅)の外用途に供する部分に供しないものに限る。以下この項において同じ。)の場合
三、〇〇〇円
(当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査(以下この項において「適合審査」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五條第一項に規定する住宅性能評価(以下この項において「住宅性能評価」という。)を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項において「基準省令」という。))第十條第二号イ(2)及びロ(2)の基準(以下この項において「誘導仕様基準」という。))に適合している場合(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同

模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置(以下この項において「建築等」という。おいて「しようとする住宅が一户」という。建てる住宅)の外用途に供する部分に供しないものに限る。以下この項において同じ。)の場合
三、〇〇〇円
(当該計画が法第五十四条第一項各号の基準に適合していることについて規則で定める者の審査(以下この項において「適合審査」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五條第一項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を受けた場合にあっては五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年經濟産業省令・国土交通省令第一号(以下「基準省令」という。))第十條第二号イ(2)及びロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」という。))に適合している場合(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同

じ。にあっては一九、〇〇〇円、基準省令第十条第二号イ②及びロ(1)に適合させる場合又は基準省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に適合させる場合(以下この項において「誘導仕様・計算併用基準」という。)に適合させる場合にあっては二八、〇〇〇円

二 (略)

一 住戸数が一戸のもの三八、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては一九、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては二八、〇〇〇円)

二 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの七六、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一〇〇〇円、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては三六、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては五六、〇〇〇円)

〇〇〇円)

二 (略)

一 住戸数が一戸のもの三七、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては一〇〇〇円、〇〇〇円)

二 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの七五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一〇〇〇円、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては三六、〇〇〇円)

<p>3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 一〇七、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一八、〇〇〇円、誘導仕様に適合する場合は五三、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させるとは七九、〇〇〇円)</p>	<p>4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 一五一、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては三〇、〇〇〇円、誘導仕様に適合する場合は七五、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させるとは一一一、〇〇〇円)</p>	<p>5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 二一七、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては五〇、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合する場合は一一四、〇〇〇円)</p>
---	---	---

<p>3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの 一〇五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七、〇〇〇円、誘導仕様に適合している場合は五一、〇〇〇円)</p>	<p>4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 一四八、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二九、〇〇〇円、誘導仕様に適合している場合は七四、〇〇〇円)</p>	<p>5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 二一三、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては四〇、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合する場合は一一二、〇〇〇円)</p>
--	---	---

誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては、
 六五、〇〇〇円
 6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
 三〇、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八
 九、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては七二、
 〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては二
 四一、〇〇〇円)
 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
 四二、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一
 四一、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては二四六、
 〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては三
 三三、〇〇〇円)
 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
 五五、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八
 九、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては七二、
 〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては二
 四一、〇〇〇円)

6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
 三〇、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八
 七、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては一六九、
 〇〇〇円)
 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
 四二、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一
 三八、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては二四
 一、〇〇〇円)
 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
 五四、〇〇〇円
 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては八
 九、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては七二、
 〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては三
 三三、〇〇〇円)

能評価を受けた場合にあっては、
 七四、〇〇〇円、誘導
 仕様基準に適合させる
 場合には、三、一八
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては四
 三、四、〇〇
 〇円)
 9 住戸数が
 三〇〇戸を
 超えるもの
 六四八、〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては一
 八六、〇〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合させる
 場合には、
 三、六一
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては五
 〇四、〇〇
 〇円)
 10 共用部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 一一、一八、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 一〇、〇〇
 〇円)
 11 共用部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トルを超え
 二、〇〇〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 一九九、
 〇〇〇円
 (適合審査

能評価を受けた場合にあっては、
 七四、〇〇〇円、誘導
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に、
 三、一八
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては三
 五、〇〇〇
 円)
 9 住戸数が
 三〇〇戸を
 超えるもの
 六三五、〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては一
 八六、〇〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合してい
 る場合に、
 三、六一
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては五
 〇四、〇〇
 〇円)
 10 共用部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 一一、一八、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 一〇、〇〇
 〇円)
 11 共用部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トルを超え
 二、〇〇〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 一九五、
 〇〇〇円
 (適合審査

<p>15 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 五〇〇〇円 五五四、 超えるもの メートルを 〇〇〇平方 合計が二五、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 一七八、〇</p>	<p>14 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 四七六、 内のもの メートル以 〇〇〇平方 超え二五、 メートルを 〇〇〇平方 合計が一〇、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 一四一、〇</p>	<p>13 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 八九、〇 内のもの 三九八、 メートル以 〇〇〇平方 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 合計が五、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 八九、〇</p>	<p>12 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 三〇四、 のもの 〇〇平方メ 〇〇平方メ 超え五、〇 超え五、〇 メートルを 〇〇〇平方 合計が二、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 二九、〇</p>
--	---	---	---

<p>15 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 五〇〇〇円 五四三、 超えるもの メートルを 〇〇〇平方 合計が二五、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 一七四、〇</p>	<p>14 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 四六六、 内のもの メートル以 〇〇〇平方 超え二五、 メートルを 〇〇〇平方 合計が一〇、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 一三八、〇</p>	<p>13 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 八七、〇 内のもの 三九〇、 メートル以 〇〇〇平方 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 合計が五、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 八七、〇</p>	<p>12 又能評価を受 又は住宅性 (適合審査 〇〇〇円 三〇四、 のもの 〇〇平方メ 〇〇平方メ 超え五、〇 超え五、〇 メートルを 〇〇〇平方 合計が二、 の床面積の 共用部分 〇〇〇円) 二九、〇</p>
--	---	---	---

<p>20 工場部分 の床面積の 合計が一〇、 メートルを 超え二五、</p>	<p>19 工場部分 の床面積の 合計が五、 メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの 三九八、</p>	<p>18 工場部分 の床面積の 合計が二、 メートルを 超え五、 メートル以 内のもの 三〇四、</p>	<p>17 工場部分 の床面積の 合計が三〇 平方メー トルを超え 二、〇〇 平方メー トル以内の もの 一九五、</p>	<p>16 工場部分 の床面積の 合計が三〇 平方メー トル以内の もの 一一八、</p>	<p>けた場合は、 二二八、〇 〇〇円</p>
---	--	---	---	---	---------------------------------

<p>20 工場部分 の床面積の 合計が一〇、 メートルを 超え二五、</p>	<p>19 工場部分 の床面積の 合計が五、 メートルを 超え一〇、 メートル以 内のもの 三九〇、</p>	<p>18 工場部分 の床面積の 合計が二、 メートルを 超え五、 メートル以 内のもの 三〇四、</p>	<p>17 工場部分 の床面積の 合計が三〇 平方メー トルを超え 二、〇〇 平方メー トル以内の もの 一九五、</p>	<p>16 工場部分 の床面積の 合計が三〇 平方メー トル以内の もの 一一八、</p>	<p>けた場合は、 二二八、〇 〇〇円</p>
---	--	---	---	---	---------------------------------

25 分の床面積 非住宅部 ○○○円 合は、八 九 (適合審査 を受けた場 合は、八九 ○○○円)	24 分の床面積 非住宅部 の合計が二、 ○○○平方 メートルを 超え五、○ ○○○平方メ ートル以内 のもの 六〇五、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、三〇 ○○○円)	23 分の床面積 非住宅部 の合計が三 ○○○平方メ ートルを超 え二、○○ ○○○平方メ ートル以内 のもの 四二五、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、三〇 ○○○円)	22 分の床面積 非住宅部 の合計が三 ○○○平方メ ートル以内 のもの 二六六、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、一〇 ○○○円)	21 工場部分 の床面積の 合計が二五、 ○○○平方 メートルを 超えるもの 五五四、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、二二 ○○○円)	〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四七六、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、一七 ○○○円)
--	--	--	--	--	--

25 分の床面積 非住宅部 ○○○円 合は、八 七 (適合審査 を受けた場 合は、八七 ○○○円)	24 分の床面積 非住宅部 の合計が二、 ○○○平方 メートルを 超え五、○ ○○○平方メ ートル以内 のもの 五九三、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、二九 ○○○円)	23 分の床面積 非住宅部 の合計が三 ○○○平方メ ートルを超 え二、○○ ○○○平方メ ートル以内 のもの 四一六、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、二九 ○○○円)	22 分の床面積 非住宅部 の合計が三 ○○○平方メ ートル以内 のもの 二六一、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、一〇 ○○○円)	21 工場部分 の床面積の 合計が二五、 ○○○平方 メートルを 超えるもの 五四三、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、二二 ○○○円)	〇〇〇平方 メートル以 内のもの 四六六、 ○○○円 (適合審査 を受けた場 合は、一七 ○○○円)
--	--	--	--	--	--

部分の床面積（建築基準法第六
 条第一項（同法
 第八十七条第一
 項において準用
 する場合を含む
 ）の規定による
 確認を受けた既
 存建築物の全部
 又は一部を含ん
 だ建築又は用途
 変更等に係るも
 のにあつては、
 建築により床面
 積が増加する場
 合においては当
 該増加する部分
 の床面積とし、
 用途変更等の場
 合においては当
 該用途変更等に
 係る部分の床面
 積の二分の一と
 する。一から一
 十までにおい
 て同じ。）の
 一から一十ま
 でに掲げる区分
 に応じ当該区分
 に定める額に、
 建築基準法第六
 条の三第一項に
 規定する構造計
 算適合性判定（
 以下この項にお
 いて「構造計算
 適合性判定」と
 いう。）を必要
 とする建築物（
 建築物の一部が
 構造計算適合性
 判定を必要とす
 る場合において
 は当該部分を構
 造計算適合性判
 定を必要とする
 建築物とし、建
 築物の二以上の
 部分がエキスパ
 ンションジョイ
 ントその他の相
 互に応力を伝え
 ない構造方法の
 みで接している
 場合においては
 それぞれ別の建
 築物として構造
 計算適合性判定
 を必要とする建
 築物とする。以
 下この項におい
 て「構造計算適
 合性判定対象建
 築物」という。
 ）一棟ごとに、
 床面積の合計（
 既存建築物の全

部分の床面積（建築基準法第六
 条第一項（同法
 第八十七条第一
 項において準用
 する場合を含む
 ）の規定による
 確認を受けた既
 存建築物の全部
 又は一部を含ん
 だ建築又は用途
 変更等に係るも
 のにあつては、
 建築により床面
 積が増加する場
 合においては当
 該増加する部分
 の床面積とし、
 用途変更等の場
 合においては当
 該用途変更等に
 係る部分の床面
 積の二分の一と
 する。一から一
 九までにおい
 て同じ。）の
 一から一九ま
 でに掲げる区分
 に応じ当該区分
 に定める額に、
 建築基準法第六
 条の三第一項に
 規定する構造計
 算適合性判定（
 以下この項にお
 いて「構造計算
 適合性判定」と
 いう。）を必要
 とする建築物（
 建築物の一部が
 構造計算適合性
 判定を必要とす
 る場合において
 は当該部分を構
 造計算適合性判
 定を必要とする
 建築物とし、建
 築物の二以上の
 部分がエキスパ
 ンションジョイ
 ントその他の相
 互に応力を伝え
 ない構造方法の
 みで接している
 場合においては
 それぞれ別の建
 築物として構造
 計算適合性判定
 を必要とする建
 築物とする。以
 下この項におい
 て「構造計算適
 合性判定対象建
 築物」という。
 ）一棟ごとに、
 床面積の合計（
 既存建築物の全

部又は一部を含
んで構造計算適
合性判定を必要
とする場合にお
いては構造計算
適合性判定の対
象となる床面積
に当該既存建築
物の床面積を加
えるものとし、
法第五十五条第
二項の規定によ
る場合において
は当該計画の変
更に伴い構造計
算適合性判定が
必要となる建築
物の床面積とす
る。二一から二
五までにおいて
同じ。二一
から二五までに
掲げる区分に応
じ当該区分に定
める額を合算し
た額を加えた額

一 床面積の
合計が三〇
平方メートル
以内のもの

八の

二 床面積の
合計が三〇
平方メートル
を超え一
〇〇平方メ
ートル以内
のもの

一九の

三 床面積の
合計が一〇
平方メー
ートルを超え
二〇〇平方
メートル以
内のもの

三一の

四 床面積の
合計が二〇
平方メー
ートルを超え
三〇〇平方
メートル以
内のもの

三四の

五 床面積の
合計が三〇
平方メー
ートルを超え
五〇〇平方
メートル以
内のもの

部又は一部を含
んで構造計算適
合性判定を必要
とする場合にお
いては構造計算
適合性判定の対
象となる床面積
に当該既存建築
物の床面積を加
えるものとし、
法第五十五条第
二項の規定によ
る場合において
は当該計画の変
更に伴い構造計
算適合性判定が
必要となる建築
物の床面積とす
る。二一から二
五までにおいて
同じ。二一
から二五までに
掲げる区分に応
じ当該区分に定
める額を合算し
た額を加えた額

一 床面積の
合計が三〇
平方メートル
以内のもの

七の

二 床面積の
合計が三〇
平方メートル
を超え一
〇〇平方メ
ートル以内
のもの

一三の

三 床面積の
合計が一〇
平方メー
ートルを超え
二〇〇平方
メートル以
内のもの

一九の

四 床面積の
合計が二〇
平方メー
ートルを超え
五〇〇平方
メートル以
内のもの

二六の

<p>法第五十五条第一項 の規定による低炭素 建築物新築等計画の 変更の認定の申請に 対する審査</p>	<p>低炭素建築 物新築等計画 の変更しよう とする住宅が 一戸建ての住 宅の場合</p>	<p>法第五十五条第一項 の規定による低炭素 建築物新築等計画の 変更の認定の申請に 対する審査</p>	<p>低炭素建築 物新築等計画 の変更しよう とする住宅が 一戸建ての住 宅の場合</p>
	<p>二 (略)</p>		<p>二 (略)</p>
<p>6 床面積の 合計が五〇 〇平方メー トルを超え 一、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 五〇、 〇〇〇円</p>	<p>7 床面積の 合計が一、 〇〇〇平方 メートルを 超え二、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 六九、 〇〇〇円</p>	<p>8 床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 二〇〇、 〇〇〇円</p>	<p>9 床面積の 合計が一〇、 〇〇〇平方 メートルを 超え五〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 三三〇、 〇〇〇円</p>
<p>10 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>11 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>12 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>13 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>
<p>14 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>15 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>16 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>17 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>
<p>18 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>19 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>20 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>21 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>
<p>22 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>23 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>24 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>	<p>25 床面積の 合計が五〇、 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 六四〇、 〇〇〇円</p>

は九、五〇〇円、誘導仕様
 ・計算併用基
 準に適合させ
 る場合にあつ
 ては一四、〇
 〇〇円
 二
 1 住戸数が
 一戸のもの
 一九、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二、
 五〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては九、
 五〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては一
 四、〇〇〇
 円)
 2 住戸数が
 一戸を超え
 五戸以内の
 もの
 三八、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては五、
 〇〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては一
 八、〇〇〇
 円、誘導仕
 様・計算併
 用基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は二八、〇
 〇〇円)
 3 住戸数が
 五戸を超え
 一〇戸以内
 のもの
 五三、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては九、
 〇〇〇円、
 誘導仕様基

ては九、五〇
 〇円)
 二
 1 住戸数が
 一戸のもの
 一八、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二、
 五〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 九、五〇〇
 円)
 2 住戸数が
 一戸を超え
 五戸以内の
 もの
 三七、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては五、
 〇〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 一八、〇〇
 〇円)
 3 住戸数が
 五戸を超え
 一〇戸以内
 のもの
 五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八、
 五〇〇円、
 誘導仕様基

<p>準に適合させる場合にあっては二六、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には三九、五〇〇円)</p> <p>4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 七五、五〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては三七、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は五六、五〇〇円)</p> <p>5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 一〇八、五〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二五、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては五七、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合は八二、五〇〇円)</p> <p>6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの 一五五、五〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能</p>	<p>準に適合している場合にあっては二五、五〇〇円)</p> <p>4 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの 七四、〇〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一四、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合は三七、〇〇〇円)</p> <p>5 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの 一〇六、五〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては二四、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合は五六、〇〇〇円)</p> <p>6 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの 一五二、五〇〇円</p> <p>(適合審査又は住宅性能</p>
--	--

能評価を受
 けた場合に
 あっては四
 円、誘導仕
 様基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は八六、〇
 〇〇円、誘
 導仕様・計
 算併用基準
 に適合させ
 る場合にあ
 つては一二
 〇、五〇〇
 円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二一〇、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては七
 〇、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は一二三、
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては一
 六六、五〇
 〇円)
 8 住戸数が
 二〇〇戸を
 超え三〇〇
 戸以内のも
 の
 二七六、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は一五九、
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては二

能評価を受
 けた場合に
 あつては四
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては八四、
 五〇〇円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては六
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一二〇、
 五〇〇円)
 8 住戸数が
 二〇〇戸を
 超え三〇〇
 戸以内のも
 の
 二七〇、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八
 七、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一五五、
 五〇〇円)

12	共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超過し、五、〇〇〇平方メートル以内のもの	11	共用部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超過し、五、〇〇〇平方メートル以内のもの	10	共用部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以内のもの	9	住戸数が三〇〇戸を超過するもの
一五五、〇〇〇円	一四、五〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	一七、〇〇〇円	

12	共用部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超過し、五、〇〇〇平方メートル以内のもの	11	共用部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超過し、五、〇〇〇平方メートル以内のもの	10	共用部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以内のもの	9	住戸数が三〇〇戸を超過するもの
一五二、〇〇〇円	一四、五〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	五〇〇〇円	一七、〇〇〇円	

13 (適合審査) 〇〇〇円
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 四四、五〇
 (〇円)
 14 共用部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え一〇、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 一九九、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 七〇、五〇
 (〇円)
 15 共用部分
 の床面積の
 合計が二五、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 二七、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 八九、〇〇
 (〇円)
 16 工場部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 六〇、
 五〇〇円
 (適合審査
 を受けた場
 合は、五、
 〇〇〇円)

13 (適合審査) 〇〇〇円
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 四三、五〇
 (〇円)
 14 共用部分
 の床面積の
 合計が一〇、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超え二五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 内のもの
 二三五、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 六九、〇〇
 (〇円)
 15 共用部分
 の床面積の
 合計が二五、
 〇〇〇平方
 メートルを
 超えるもの
 二七、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合は、
 一〇九、〇
 (〇円)
 16 工場部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以内の
 もの
 五九、
 〇〇〇円
 (適合審査
 を受けた場
 合は、五、
 〇〇〇円)

<p>21 工場部分 の床面積の 合計が二五 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 二七七、</p>	<p>20 工場部分 の床面積の 合計が一〇 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 二三八、</p>	<p>19 工場部分 の床面積の 合計が五 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 一九九、</p>	<p>18 工場部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 一五五、</p>	<p>17 工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 九七、</p>
---	--	---	---	--

<p>21 工場部分 の床面積の 合計が二五 〇〇〇平方 メートルを 超えるもの 二七一、</p>	<p>20 工場部分 の床面積の 合計が一〇 〇〇〇平方 メートルを 超え二五、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 二三三、</p>	<p>19 工場部分 の床面積の 合計が五 〇〇〇平方 メートルを 超え一〇、 〇〇〇平方 メートル以 内のもの 一九五、</p>	<p>18 工場部分 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 超え五、〇 〇〇平方メ ートル以内 のもの 一五二、</p>	<p>17 工場部分 の床面積の 合計が三〇 〇平方メー トルを超え 二、〇〇〇 平方メート ル以内のも の 九七、</p>
---	--	---	---	--

<p>26 ○、○、○、○の合計が一分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、七〇、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 三七、 内のもの メートル以 〇〇〇平方 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 の合計が五、 〇〇〇平方 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、四四、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 三〇二、 のもの メートル以 〇〇〇平方メ 超え五、〇 メートルを 〇〇〇平方 の合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、一五、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 二二、 もの メートル以 〇〇〇平方メ え二、〇〇 メートルを超 〇〇平方メ トル以内の もの</p>	<p>23 〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートルを超 え二、〇〇 〇平方メ トル以内の もの</p>	<p>22 円) 九、 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートル以 内のもの 一三〇、 五〇〇〇円 (適合審査 を受けた場 合は、五、 〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートルを 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、一四、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 二〇八、 もの メートル以 〇〇〇平方メ え二、〇〇 メートルを超 〇〇平方メ トル以内の もの</p>
--	---	--

<p>26 ○、○、○、○の合計が一分の床面積 非住宅部 〇〇〇〇円 合は、六九、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 三六三、 内のもの メートル以 〇〇〇平方 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、四三、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 二九六、 のもの メートル以 〇〇〇平方メ 超え五、〇 メートルを 〇〇〇平方 の合計が二、 〇〇〇平方 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、一四、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 二〇八、 もの メートル以 〇〇〇平方メ え二、〇〇 メートルを超 〇〇平方メ トル以内の もの</p>	<p>23 〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートルを超 え二、〇〇 〇平方メ トル以内の もの</p>	<p>22 円) 九、 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートル以 内のもの 一三〇、 五〇〇〇円 (適合審査 を受けた場 合は、五、 〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ メートルを 超え一〇、 メートルを 〇〇〇平方 分の床面積 非住宅部 五〇〇〇円 合は、一四、 を受けた場 (適合審査 五〇〇〇円 二〇八、 もの メートル以 〇〇〇平方メ え二、〇〇 メートルを超 〇〇平方メ トル以内の もの</p>
---	---	--

<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下この項において「省令」という。）第四十六条の二の規定による第十四条の軽微な変更 に該当している旨の 証明書の交付</p>	<p>低炭素建築物新築等計画 軽微な変更（省令第四十四条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場の部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の7から12までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額</p>	<p>低炭素建築物新築等計画 軽微な変更（省令第四十四条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場の部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の7から12までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額</p>
<p>3 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方</p>	<p>27 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メートル を超える もの 四八九、 〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇 〇〇〇円）</p>	<p>平方メートル を超え二 五、〇〇〇 平方メートル 以内のもの の 四三七、 〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、八九 〇〇〇円）</p>
<p>3 の床面積の 合計が二、 〇〇〇平方</p>	<p>27 分の床面積 の合計が二 五、〇〇〇 平方メートル を超える もの 四八九、 〇〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、一〇 〇〇〇円）</p>	<p>平方メートル を超え二 五、〇〇〇 平方メートル 以内のもの の 四二八、 五〇〇円 （適合審査 を受けた場 合は、八七 〇〇〇円）</p>

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項において「法」という。</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項において「法」という。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項において「法」という。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>特定建築物（法第十一項に規定する特定建築物をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分に供しないものを有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額 1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三、八〇〇円 （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令）以下この項において「基準」という。（第一項第一項第</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項において「法」という。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>特定建築物（法第十一項に規定する特定建築物をいう。以下この項において同じ。）をしようとする建築物の工場倉庫その他エネルギー消費量に関する規則で定める用途に供する部分（以下この項において「工場等部分」という。）の床面積の合計の1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分）（法第十一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）に限る。以下この項において「工場等部分以外の部分」という。）の床面積の合計の二1から二7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額</p>

二号イ(2)及
 びロ(2)の基
 準(以下こ
 の項におい
 て「仕様基
 準」という。
)又は第十
 条第二号イ
 (2)及びロ(2)
 の基準(以
 下この項に
 おいて「誘
 導仕様基準
 」という。
)に適合さ
 せる場合に
 あつては一
 九、〇〇〇
 円、基準省
 令第一条第
 一項第二号
 イ(2)若しく
 は第十条第
 二号イ(2)及
 び第一条第
 一項第二号
 ロ(1)若しく
 は第十条第
 二号ロ(1)に
 適合させる
 場合又は基
 準省令第一
 条第一項第
 二号イ(1)若
 しくは第十
 条第二号イ
 (1)及び第一
 条第一項第
 二号ロ(2)若
 しくは第十
 条第二号ロ
 (2)(以下こ
 の項におい
 て「仕様・
 計算併用基
 準」という。
)に適合さ
 せる場合に
 あつては二
 八、〇〇〇
 円)
 2) 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四二、〇〇〇
 円
 (仕様基準
)又は誘導仕
 様基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は二二、〇
 〇〇円、仕
 様・計算併
 用基準に適

合させる場
 合にあつて
 は三、〇
 〇〇円）
 二 特定建築行
 為をしようと
 する建築物が
 一に掲げる建
 築物以外の建
 築物にあつて
 は、当該建築
 物の住宅部分
 （仕様基準に
 適合させる場
 合にあつては
 基準省令第一
 条第一項第二
 号に規定する
 住宅部分、誘
 導仕様基準に
 適合させる場
 合にあつては
 基準省令第十
 条第二号に規
 定する住宅部
 分をいう。）
 の床面積の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額、当該建
 築物の工場、
 倉庫その他工
 ネルギー消費
 量に関してこ
 れらに類する
 規則で定める
 用途に供する
 部分（以下こ
 の項において
 「工場等部分
 」という。）
 の床面積の合
 計の5から11
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額及び当該
 建築物の工場
 等以外の部分
 の床面積の合
 計の12から18
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分
 に定める額を
 それぞれ合算
 した額
 1 床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七六、
 〇〇〇円
 （仕様基準

又は誘導仕 様基準に適 合にあって は三六、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合にあって は五六、〇 〇〇円)	2) 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以上二 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一、二七、 〇〇〇円	(仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合にあって は六三、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合にあって は九五、〇 〇〇円)	3) 床面積の 合計が二 〇〇平方メ ートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 一、二七、 〇〇〇円	(仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合にあって は一四、 〇〇〇円、 仕様・計算 併用基準に 適合させる 場合にあつ ては一六五、 〇〇〇円)	4) 床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 三、一一、 〇〇〇円	又は誘導仕 様基準に適 合にあって は三六、〇 〇〇円
---	---	--	---	--	--	---

合させる場
 合にあつて
 は一七二、
 〇〇〇円、
 仕様・計算
 併用基準に
 適合させる
 場合にあつ
 ては二四一、
 〇〇〇円)

5| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二五、
 〇〇〇円
 (基準省令
 第一条第一
 項第一号ロ
 の基準(以
 下の項に
 おいて「モ
 デル建築物
 消費性能基
 準」という
)に適合さ
 せる場合に
 あつては二
 一、〇〇〇
 円)

6| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三四、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は二九、
 〇〇〇円)

7| 工場等部
 分の床面積
 の合計が一、
 〇〇〇平方
 メートル以

1| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二四、
 〇〇〇円
 (建築物エ
 ネルギー消
 費性能基準
 等を定める
 省令(平成
 二十八年経
 済産業省令
 ・国土交通
 省令第一号
 以下「基準
 省令」とい
 う。第一
 条第一項第
 一号ロの基
 準(以下こ
 の項におい
 て「モデル
 建築物消費
 性能基準」
 という。)
 に適合して
 いる場合に
 あつては二
 〇、〇〇〇
 円)

2| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三三、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二八、
 〇〇〇円)

3| 工場等部
 分の床面積
 の合計が一、
 〇〇〇平方
 メートル以

8| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 四七、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は四一、〇
 〇〇〇円)
 8| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一一三、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は一〇五、
 〇〇〇円)
 9| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 一六七、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は一五八、
 〇〇〇円)
 10| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 二〇六、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は一九七、
 〇〇〇円)

4| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 四五、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては四〇、
 〇〇〇円)
 4| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一〇八、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一〇一、
 〇〇〇円)
 5| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 一六〇、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一五二、
 〇〇〇円)
 6| 上二、〇〇
 〇平方メ
 トル未満
 のもの
 一九七、
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一八九、
 〇〇〇円)

11	工場等部の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	二五五、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	12	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	二五二、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	13	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、一、〇〇〇平方メートル未満のもの	三二五、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	14	工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	四〇七、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合
----	---------------------------	----------	------------------------	----	--------------------------------	----------	------------------------	----	--	----------	------------------------	----	--	----------	------------------------

7	工場等部の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	二四四、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	1	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	二四一、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	2	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、一、〇〇〇平方メートル未満のもの	三〇二、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	3	工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	三九〇、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合
---	---------------------------	----------	------------------------	---	--------------------------------	----------	------------------------	---	--	----------	------------------------	---	--	----------	------------------------

15]	合にあっては、一六一、〇〇〇円)	外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	の	五八一、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 二六一、〇〇〇 円)	16]	工場等以外の部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	七一六、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 三四一、〇〇〇 円)	17]	工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	八四六、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 四一〇、〇〇〇 円)	18]	工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
-----	------------------	---	---	-----------	--	-----	--	-----------	--	-----	---	-----------	--	-----	-----------------------------------

4]	場合にあっては、一五五、〇〇〇円)	外の部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの	の	五五七、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 二五〇、〇〇〇 円)	5]	工場等以外の部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの	六八六、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 三二七、〇〇〇 円)	6]	工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの	八一〇、〇〇〇円)	建築物消費性 能基準に適合 させている場 合にあっては、 三九三、〇〇〇 円)	7]	工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
----	-------------------	---	---	-----------	--	----	--	-----------	--	----	---	-----------	--	----	-----------------------------------

<p>法第十二条第三項のギ一消費性能規定による変更後の確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>		<p>九六五、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては四八一、〇〇〇円)</p>
<p>法第十三条第三項のギ一消費性能規定による変更後の確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>		<p>九二五、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四六一、〇〇〇円)</p>
<p>法第十一條第二項又建築物エネルギー消費性能規定による変更後の確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>		<p>九六五、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては四八一、〇〇〇円)</p>
<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>
<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>
<p>21 ○平方メートル以上のもの ○円 ○円、仕様 ・計算併用 基準に適合させる場合にあつては 一四、〇〇〇円 ○円 ○円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては一〇、五〇〇円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては一五、五〇〇円)</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>
<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>
<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>
<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>	<p>二 建築物エネルギー消費性能確保計画を</p>

変更して特定
建築行為をし
ようとする建
築物が一に掲
げる建築物以
外の建築物に
あつては、当
該建築物の住
宅部分（仕様
基準に適合さ
せる場合にあ
つては、基準
省令第一条第
一項第二号に
規定する住宅
部分、誘導仕
様基準に適合
させる場合に
あつては、基
準省令第十条
第二号に規定
する住宅部分
をいう。）の
床面積の合計
の1から4ま
でに掲げる区
分に応じ当該
区分に定める
額、当該建築
物の工場等部
分の床面積の
合計の5から
11までに掲げ
る区分に応じ
当該区分に定
める額及び当
該建築物の工
場等以外の部
分の床面積の
合計の12から
18までに掲げ
る区分に応じ
当該区分に定
める額をそれ
ぞれ合算した
額

2| 床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三八、
〇〇〇円
（仕様基準
又は誘導仕
様基準に適
合させる場
合にあつて
は一八、〇
〇〇円、仕
様・計算併
用基準に適
合させる場
合にあつて
は二八、〇
〇〇円）

の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一、二、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は一〇、五
 〇〇〇円)
 6| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 一、七、
 〇〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は一四、五
 〇〇〇円)
 7| 工場等部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二、三、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は二〇、五
 〇〇〇円)
 8| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五、六、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は五二、五
 〇〇〇円)

の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 一、二、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一〇、
 〇〇〇〇円)
 2| 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 一、六、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一四、
 〇〇〇〇円)
 3| 工場等部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二、二、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二〇、
 〇〇〇〇円)
 4| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五、四、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては五〇、
 〇〇〇〇円)

9	工場等部の床面積の合計が五〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	八三、五〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	10	工場等部の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの	一〇三、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	11	工場等部の床面積の合計が二五〇〇平方メートル以上のも	一二七、五〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	12	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一二六、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合
---	--	---------	------------------------	----	---	----------	------------------------	----	----------------------------	----------	------------------------	----	--------------------------------	----------	------------------------

5	工場等部の床面積の合計が五〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	八〇、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	6	工場等部の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの	九八、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	7	工場等部の床面積の合計が二五〇〇平方メートル以上のも	一二二、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合	1	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一一〇、〇〇〇円	建築物消費性エネルギー基準に適合している場合
---	---------------------------------------	---------	------------------------	---	---	---------	------------------------	---	----------------------------	----------	------------------------	---	--------------------------------	----------	------------------------

<p>法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に より新築又は 増築、改築若 しくは修繕等 (以下この項 において「新 築等」という。)しようとする 建築物が一 戸建ての住宅 の場合にあつ ては、当該建 築物の床面積 の合計の1及 び2に掲げる 区分に応じ当 該区分に定め る額</p>	<p>もの 三五八、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は一七〇、 五〇〇円) 17] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四二三、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二〇五、 〇〇〇円) 18] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四八二、 五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合させる場 合にあつて は二四〇、 五〇〇円)</p>
<p>法第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に より新築又は 増築、改築若 しくは修繕等 (以下この項 において「新 築等」という。)しようとする 建築物が一 戸建ての住宅 (住宅の用途 以外の用途に 供する部分を 有しないもの に限る。以下 この項におい て同じ。)の 場合にあつて は、当該建築 物の床面積の</p>	<p>もの 三四三、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一六三、 五〇〇円) 6] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四〇五、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一九六、 五〇〇円) 7] 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四六二、 五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二三〇、 五〇〇円)</p>

〇〇〇〇円
 四二、〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は五、〇〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合させる
 場合にあつ
 ては二〇、
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては三
 一、〇〇〇
 円)
 二 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の建築物に
 あつては、当
 該建築物の住
 宅部分(基
 宅部分)第十
 省令第十條第
 二号に規定す
 る住宅部分を
 いう。1から
 4までにおい
 て同じ。)の
 床面積(基
 省令第十三條
 第三項第二号
 に規定する数
 値による評価
 により認定を
 受けようとし
 る場合にあつ
 ては、住戸の
 部分のみの床
 面積)の合計
 の1から4ま
 でに掲げる区
 分に応じ当該
 区分に定める
 額及び当該建
 築物の非住宅
 部分の床面積
 の合計の5か
 ら11までに掲
 げる区分に応
 じ当該区分に
 定める額をそ
 れぞれ合算し
 た額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー

〇〇〇〇円
 四〇、〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は五、〇〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合してい
 る場合にあ
 つては二〇、
 〇〇〇円)
 二 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合に
 あつては、当
 該建築物の住
 宅部分(法第十
 一条第一項に
 規定する住宅
 部分をいう。
 以下この項に
 おいて同じ。
)の床面積(基
 省令第十三條
 第三項第十
 二号に規定す
 る数値による
 評価により認
 定を受けよう
 とする場合に
 あつては、住
 戸の部分のみ
 の床面積)の
 合計の1から
 4までに掲げ
 る区分に応じ
 当該区分に定
 める額を、当
 該建築物の非
 住宅部分の床
 面積の合計の
 5から11ま
 でに掲げる区
 分に応じ当該
 区分に定める
 額をそれぞれ
 合算した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー

トル未満のもの
 七六、〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は一〇〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 あっては三
 六、〇〇〇
 円)
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あっては五
 六、〇〇〇
 円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二七、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は二二、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 あっては六
 三、〇〇〇
 円)
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あっては九
 五、〇〇〇
 円)
 3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二、一七、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は五〇、〇
 〇〇円、誘

トル未満のもの
 七三、〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は一〇、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 あっては三
 五、〇〇〇
 円)
 2 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル以上二
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一、二二、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は二一、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 あっては六
 〇、〇〇〇
 円)
 3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二、〇八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 提出する場
 合にあって
 は四八、〇
 〇〇円、誘

導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては
 〇九、〇〇
 (円)

4
 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 三二、一、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合にあって
 は八五、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合にあ
 っては二七
 一、〇〇〇
 円、誘導仕
 様・計算併
 用基準に適
 合させる場
 合にあって
 は二四一、
 〇〇〇円)

5
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二五二、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合にあって
 は一〇、〇
 〇〇円、非
 住宅建築物
 の基準省令
 第十條第一
 号の基準
 (以下この
 項において
 「モデル建
 築物誘導基
 準」という
 ことに適合
 せる場合又
 は基準省令
 第一條第一
 項第一号ロ
 及び第十條

導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては
 〇九、〇〇
 (円)

4
 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 二九八、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合にあって
 は八五、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あっては二
 六五、〇〇
 (円)

5
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 二四一、
 〇〇〇円

(誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合にあって
 は一〇、〇
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 又は基準省
 令第一條第
 一項第一号
 ロ及び第十
 條第一号イ
 (2)の基準
 に適合してい
 る場合(誘
 導基準適合
 図書提出

の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	五八一、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては八九、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては二六、〇〇〇円	9	9 非住宅部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	七二六、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては一四一、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては三、〇〇〇円	10	10 非住宅部の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二五、〇〇平方メートル未満のもの	八四六、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては一七八、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合に
---------------------------------	----------	--------	------------	--	---	---	----------	--------	------------	--	----	---	----------	--------	------------	--------------------------------------

の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	五五七、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては八五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては二、〇〇〇円	9	9 非住宅部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの	六八六、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては一三五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては三二七、〇〇〇円	10	10 非住宅部の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二五、〇〇平方メートル未満のもの	八一〇、〇〇〇円	(誘導基準)	適合図書を提出する場	合にあっては一七〇、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合に
---------------------------------	----------	--------	------------	---	---	---	----------	--------	------------	--	----	---	----------	--------	------------	--------------------------------------

<p>法第三十一条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>11 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九六五、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二二二、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にあっては四八一、〇〇〇円） 三 法第二十九条 条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、当該計画に係る建築物一棟ごとに一及び二に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額</p>

<p>法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>11 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二一三、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては四六一、〇〇〇円） 三 法第三十四条 条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあっては、当該計画に係る建築物一棟ごとに一及び二に掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額</p>

項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含む建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一十までにおいて同じ。）の一から一十までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六條の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適

項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含む建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一から一十までにおいて同じ。）の一から一十までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六條の第三項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適

合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第三十一条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。二一から二五までに掲げる区分に定めた額を合算した額を加えた額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの

五 合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの

合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第三十六条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。二一から二五までに掲げる区分に定めた額を合算した額を加えた額

一 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの

二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの

三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの

四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以内のもの

五 合計が三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの

<p>法第三十一条第一項建築物エネルギーの規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	<p>6 〇〇〇円 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一〇〇〇平方メートル以内のも 5 〇〇〇円 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 7 〇〇〇円 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 8 〇〇〇円 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え、一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 9 〇〇〇円 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え、五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 10 〇〇〇円 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 11 〇〇〇円 六四〇、〇〇〇円 二 (略)</p>
<p>法第三十六条第一項建築物エネルギーの規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 査</p>	<p>5 〇〇〇円 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一〇〇〇平方メートル以内のも 4 〇〇〇円 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 6 〇〇〇円 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、二、〇〇〇平方メートル以内のもの 7 〇〇〇円 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え、一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 8 〇〇〇円 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え、五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 9 〇〇〇円 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 10 〇〇〇円 六四〇、〇〇〇円 二 (略)</p>

〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には四〇〇〇円

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの

二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合させる場合にある場合は一〇、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には一〇、五〇〇円)

一 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分(基準省令第十條第二号に規定する住宅部分)をいう。1から4までにおいて同じ。)

の床面積(基準省令第十三條第三項第二号に規定する数値による評価により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年

一 誘導仕様「基準」という。)に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては九、〇〇〇円)

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの

二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にある場合は一〇、〇〇〇円)

一 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第十三條第三項第二号に規定する数値による評価により認定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年

四年経済産業
令第一号)附
則第二項又は
第六項の規定
によりなお従
前の例による
こととされる
同省令による
改正前の基準
省令第四条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定を受
けようとする
場合にあつて
は、住戸の部
分のみを床面
積)の合計(既
に当該計画の
認定を受けた
部分で変更し
ない部分に
係るものを含
む。)の1か
ら4までに掲
げる区分に応
じ当該区分に
定める額及び
当該建築物の
非住宅部分の
床面積の合計
(既に当該計
画の認定を受
けた部分で変
更しない部分
に係るものを
含む。)の5
から11までに
掲げる区分に
応じ当該区分
に定める額を
それぞれ合算
した額

1 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三八、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は五、〇〇
〇円、誘導
仕様基準に
適合させる
場合にあつ
ては一八、
〇〇〇円、
誘導仕様・
計算併用基
準に適合さ

前の例による
こととされる
同省令による
改正前の基準
省令第四条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定を受
けようとする
場合にあつて
は、住戸の部
分のみを床面
積)の合計(既
に当該計画の
認定を受けた
部分で変更し
ない部分に
係るものを含
む。)の1か
ら4までに掲
げる区分に応
じ当該区分に
定める額を
当該建築物の
非住宅部分の
床面積の合計
(既に当該計
画の認定を受
けた部分で変
更しない部分
に係るものを
含む。)の5
から11までに
掲げる区分に
応じ当該区分
に定める額を
それぞれ合算
した額

1 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル未満の
もの
三六、
五〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は五、〇〇
〇円、誘導
仕様基準に
適合してい
る場合にあ
つては一七
五〇〇円)

<p>4</p> <p>住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>2</p> <p>住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>3</p> <p>住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>4</p> <p>住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p>
--	---	---	--

<p>4</p> <p>住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p>	<p>2</p> <p>住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>3</p> <p>住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p>	<p>4</p> <p>住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p>
--	---	---	--

155、 500円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は四四、五 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合させ る場合にあ つては八六 〇〇円、 誘導仕様・ 計算併用基 準に適合さ せる場合に あつては一 二〇、五〇 〇円)	5 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一、二六、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は五、〇〇 〇円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合させる 場合にあつ ては四八、 〇〇〇円)	6 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 一、五七、 五〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は九、〇〇 〇円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合させる 場合にあつ ては六一、 〇〇〇円)	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方
--------------	---	---	--	--	--	--------------------------------------

149、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は四二、五 〇〇円、誘 導仕様基準 に適合して いる場合に あつては八 二、五〇〇 円)	5 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 一、二〇、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は五、〇〇 〇円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合してい る場合に あつては五 八、〇〇〇 円)	6 非住宅部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 一、五一、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は八、五〇 〇円、モデ ル建築物誘 導基準等に 適合してい る場合に あつては五 八、〇〇〇 円)	7 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方
--------------	---	---	---	--	---	--------------------------------------

8 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二九〇、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は四四、五
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合させ
 る場合にあ
 つては一三
 〇、五〇〇
 円)

9 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三五八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は七〇、五
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合させ
 る場合にあ
 つては一七
 〇、五〇〇
 円)

8 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二七八、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は四二、五
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合して
 いる場合に
 あつては七
 七、五〇〇
 円)

9 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三四三、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は六七、五
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 六三、五〇
 〇円)

10 非住宅部 分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの
 四二五、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては八五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては二〇〇〇円)
 11 非住宅部 分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 四八二、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一一一、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては二四〇、五〇〇円)
 三 法第二十九 条第三項各号に掲げる事項に記載された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能

10 非住宅部 分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの
 四〇五、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては八五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては一一一、〇〇〇円)
 11 非住宅部 分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 四六二、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一一一、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては二二〇、五〇〇円)
 三 法第三十四 条第三項各号に掲げる事項に記載された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能

		<p>上計画に変更しようとする場合は、1及び2で定める額を合算した額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第二十九條第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の1及び2に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p>
<p>法第四十一條第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>上計画に変更しようとする場合は、1及び2で定める額を合算した額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第三十四條第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の1及び2に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p>
<p>申請に係る建築物が一户建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 三六、〇〇〇円</p> <p>(申請に係る建築物が法第二條第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて定める規則で定める図書)</p>		

以下「消費
 性能基準適
 合図書」と
 いう。」を
 提出する場
 合にあつて
 は五、〇〇
 〇円、基準
 省令第一条
 第一項第二
 号イ(2)イ及
 び同号ロ(2)
 (以下「モ
 デル住宅消
 費性能基準
 一」という。
)に適合し
 ている場合
 又は同号イ
 (3)及び同号
 ロ(3)の基準
 (以下「仕
 様基準」と
 いう。)に
 適合してい
 る場合(消
 費性能基準
 適合図書を
 提出する場
 合を除く。
 以下この項
 において同
 じ。)にあ
 つては一八
 〇〇〇円)
 2) 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四〇、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては五、
 〇〇〇円、
 モデル住宅
 消費性能基
 準に適合し
 ている場合
 又は仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 二〇、〇〇
 〇円)
 二) 申請に係る
 建築物が一
 掲げる建築
 物以外の場
 合にあつて
 は、当該建
 築物の住
 宅部分の床
 積(基準省
 令第四条第
 三項

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第五条（第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第五条のいう。以下この項において「省令」という。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1) 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの
一九、〇〇〇円
又は誘導仕
様基準に適

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条のいう。以下この項において「省令」という。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の1から17までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の21から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額

書を提出する場合にあつては一七〇、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては三九三、〇〇〇円（円）

1) 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
九二五、〇〇〇円（消費性能基準適合図書提出する場合にあつては二一三、〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては四六一、〇〇〇円）

合させる場
 合にあつて
 は九、五〇
 〇円、仕様
 ・計算併用
 基準に適合
 させる場合
 にあつては
 一四、〇〇
 〇円
 2) 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メ
 ートル以上
 のもの
 二一、
 〇〇〇円
 (仕様基準
 又は誘導仕
 様基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は一〇、五
 〇〇円、仕
 様・計算併
 用基準に適
 合させる場
 合にあつて
 は一五、五
 〇〇円)
 二
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能確保計画の
 軽微な変更を
 しようとする
 建築物が一に
 掲げる建築物
 以外の建築物
 にあつては、
 当該建築物の
 住宅部分(仕
 様基準に適合
 させる場合に
 あつては、基
 準省令第一号
 第一項第二号
 に規定する住
 宅部分、誘導
 仕様基準に適
 合させる場合
 にあつては、
 基準省令第十
 条第二号に規
 定する住宅部
 分をいう。)の
 床面積の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ、
 該区分に定め
 る額、当該建
 築物の工場等
 部分の床面積
 の合計の5か
 ら11までに掲
 げる区分に応
 じ、該区分に

定める額及び 当該建築物の 工場等以外の 部分の床面積 の合計の12か ら18までに掲 げる区分に応 じ当該区分に 定める額をそ れぞれ合算し た額	1) 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル未満の もの 三八、 〇〇〇円	(仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は二八、〇 〇〇円)	2) 床面積の 合計が三〇 〇平方メー トル以上二 〇〇〇平方 メートル未 満のもの 六三、 五〇〇円	(仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は三一、五 〇〇円)	仕様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあつて は四七、五 〇〇円)	3) 床面積の 合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 一〇八、 五〇〇円	(仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあつて は五〇、〇 〇〇円)
--	---	--	---	--	--	---	--

<p>7 の合計が一、 〇〇〇平方 分の床面積 工場等部 (〇〇〇円) は一四、五</p>	<p>6 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 七、</p>	<p>5 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 二、</p>	<p>4 は八二、五 にあって 用基準に適 合させる場 合にあって は八二、五 〇〇円) 床面積の 合計が五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 一五五、 五〇〇円 (仕様基準 又は誘導仕 様基準に適 合させる場 合にあって は八六、〇 〇〇円、仕 様・計算併 用基準に適 合させる場 合にあって は二〇、 五〇〇円)</p>
--	--	--	--

<p>3 の合計が一、 〇〇〇平方 分の床面積 工場等部 (〇〇〇円) は一四、</p>	<p>2 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の 六、</p>	<p>1 の合計が三 〇〇平方メ ートル未満 のもの 二、</p>
---	--	--

11)	工場等部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	一、二七、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	12)	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一、二六、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	13)	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、一、〇〇〇平方メートル未満のもの	一、五七、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	14)	工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	二、〇三、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合
-----	-------------------------------	-----------	------------------------	-----	--------------------------------	-----------	------------------------	-----	--	-----------	------------------------	-----	--	-----------	------------------------

7)	工場等部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの	一、二二、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	1)	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの	一、二〇、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	2)	工場等以外の部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、一、〇〇〇平方メートル未満のもの	一、五一、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合	3)	工場等以外の部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの	一、九五、〇〇〇円	建築物消費性 能基準に適合している場合
----	-------------------------------	-----------	------------------------	----	--------------------------------	-----------	------------------------	----	--	-----------	------------------------	----	--	-----------	------------------------

15] 合させる場
 合にあって
 は八〇、五
 〇〇〇円）
 16] 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メートル
 の未満のも
 の
 二九〇、
 五〇〇円）
 17] 建築物消費
 性（モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合させる場
 合にあって
 は二〇五、
 〇〇〇円）
 18] 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二五、
 〇〇〇平方
 メートル以

4] 合している
 場合にあつ
 ては七七、
 五〇〇円）
 5] 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 三四三、
 〇〇〇円）
 6] 建築物消費
 性（モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一六三、
 五〇〇円）
 7] 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二五、
 〇〇〇平方
 メートル以

省令第二十八條の規定による計画の変更が第二十五條の軽微な変更に該当している旨の証明書の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微な変更該当証明書交付手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十五條の軽微な変更をいう。以下この項において同じ。)をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額	建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六條の軽微な変更をいう。以下この項において同じ。)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計の1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額
		<p>上のもの 四八二、 五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合にあつては二四〇、五〇〇円)</p>	<p>上のもの 四六二、 五〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては二三〇、五〇〇円)</p>
		<p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一九、〇〇〇円 (誘導基準(適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円、誘導仕様に適合させる場合は九、五〇〇円、誘導仕様・計算併用基準(誘導基準(適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)に適合させる場合にあつては一四、〇〇〇円)</p>	
		<p>2 床面積の合計が二〇平方メートル以上のもの 二一、〇〇〇円</p>	

○○○円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は二、五〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合させる
 場合にあつ
 ては一〇、
 五〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 あつては一
 五、五〇〇
 円)
 二
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画の
 軽微な変更を
 しようとする
 建築物が一に
 掲げる建築物
 以外の建築物
 にあつては、
 当該建築物の
 当該建築物の
 住宅部分(基
 準省令第十条
 第二号に規定
 する住宅部分
 をいう。1か
 ら4までにお
 いて同じ。)
 の床面積(基
 準省令第十三
 条第三項第二
 号に規定する
 数値による評
 価により認定
 又は建築物エ
 ネルギー消費
 性能基準等を
 定める省令の
 一部を改正す
 る省令(令和
 四年経済産業
 ・国土交通省
 令第一号)附
 則第二項又は
 第六項の規定
 によりなお従
 前の例による
 こととされる
 同省令による
 改正前の基準
 省令第四条第
 三項第二号に
 規定する数値
 による評価に
 より認定を受
 けようとする
 場合にあつて
 は、住戸の部
 分のみの床面

積)の合計(既)に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含まず。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額
 1) 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三八、〇〇〇円
 (誘導基準) 適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、誘導仕様に適合させる場合にあつては一八、〇〇〇円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合に於ては二八、〇〇〇円)
 2) 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六三、〇〇〇円
 (誘導基準) 適合図書を提出する場合は、一〇、〇〇〇円

○〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 つては三
 五〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 つては四
 七、五〇〇
 円)
 3) 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 一〇八、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合に
 つては二五、
 〇〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 つては五七、
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 つては八
 二、五〇〇
 円)
 4) 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のも
 の
 一五五、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書
 を提出する
 場合に
 つては四四、
 五〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合させ
 る場合に
 つては八六
 〇〇〇円、
 誘導仕様・
 計算併用基
 準に適合さ
 せる場合に
 つては一
 二〇、五〇

5| ○円) 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二二六、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合
 は五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準
 等に適合している場合は四
 六、〇〇〇円) 6| 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一五七、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合
 は九、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準
 等に適合している場合は六
 〇〇〇円) 7| 非住宅部の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 二〇三、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合は一五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物

1| 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一二〇、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合
 は五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準
 等に適合している場合は四
 六、〇〇〇円) 2| 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一五一、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合
 は八、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準
 等に適合している場合は五
 八、五〇〇円) 3| 非住宅部の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一九五、
 (誘導基準) 五〇〇円
 適合図書を出している場合は一四、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物

8| 建築物誘導基準等に適合させる場合
 八〇、五〇〇円
 非住宅部の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの
 二九〇、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては四四、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合させる場合
 一三〇、五〇〇円
 9| 非住宅部の床面積の合計が五〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの
 三五八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては七〇、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合させる場合
 一七〇、五〇〇円
 10| 非住宅部の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上二五〇平方メートル未満のもの
 四二三、〇〇〇円

4| 建築物誘導基準に適合している場合
 七七、五〇〇円
 非住宅部の床面積の合計が二〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの
 二七八、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては四二、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合
 一二五、〇〇〇円
 5| 非住宅部の床面積の合計が五〇〇平方メートル以上、〇〇平方メートル未満のもの
 三四三、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては六七、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準等に適合している場合
 一六三、五〇〇円
 6| 非住宅部の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上二五〇平方メートル未満のもの
 四〇五、〇〇〇円

特別控室	(略)	(略)	(略)
スイートルームA	一式一	(略)	(略)
スイートルームB	一式一	一〇、	四〇〇円以内
スイートルームC	一式一	六、	四〇〇円以内
スイートルームD	一式一	四〇〇円以内	六、
スイートルームE	一式一	六、	四〇〇円以内
スイートルームF	一式一	一〇、	四〇〇円以内
スイートルームG	一式一	一〇〇円以内	一〇〇円以内

特別控室	(略)	(略)	(略)

備考 大型映像装置を使用する場合で広告放映するときの利用料金の範囲は、この表の大型映像装置の項に定める利用料金の範囲の上限額に次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める額を加えた額以内とする。

アマチュアスポーツ以外に使用する場合
一式一日につき一社又は一商品ごとに
六二、二六〇円

アマチュアスポーツに使用する場合
一式一日につき一社又は一商品ごとに
三二、一三〇円

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>九 (入園料の減免)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一八 (略)</p>	<p>九 (入園料の減免)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一八 (略)</p> <p>九 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者(次のいずれかに規定する場合に限る。)</p> <p>イ 十八歳以上の引率者(当該引率者が高等学校の生徒又はこれに準ずる者である場合を除く。)</p> <p>ロ 土曜日に入園する場合</p> <p>ハ 祝日法第二条に規定することもの日に入園する場合</p> <p>ニ ひろしま教育の日を定める条例(平成十三年広島県条例第四十号)第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合</p>
<p>九 (略)</p>	<p>十 (略)</p>

別表第一（第十一条関係）
入園料

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
備考（略）	大学生及びこれに準ずる者 その他一五歳以上の者（中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者を除く。）	一人一回 三五〇円	一人一回 二五〇円

別表第一（第十一条関係）
入園料

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
備考（略）	小学校児童、中学校生徒及びこれらに準ずる者 高等学校生徒及びこれに準ずる者 大学生及びこれに準ずる者 その他一五歳以上の者	一人一回 一〇〇円 一人一回 八〇円	一人一回 一〇〇円

（広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正）

第四条 広島県家畜人工授精料等徴収条例（昭和二十三年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第二条関係）

区分	人工授精料	人工授精施術料	精液料（二回分）	摘要
肉用種 雄牛	A第一級 八、 五八〇円	七、 四〇〇円	A第一級 一、 六五〇円	（略）
	A第二級 八、 一〇〇円		A第二級 一、 三〇〇円	（略）
	B級 七、 六二〇円		B級 六七〇円	（略）

別表（第二条関係）

区分	人工授精料	人工授精施術料	精液料（二回分）	摘要
肉用種 雄牛	A第一級 八、 五八〇円	七、 四〇〇円	A第一級 一、 五四〇円	（略）
	A第二級 八、 一〇〇円		A第二級 一、 二二〇円	（略）
	B級 七、 六二〇円		B級 六二〇円	（略）

（広島県港湾施設管理条例の一部改正）

第五条 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
<p>1—8 (略)</p> <p>9 平成二十三年五月一日から令和十年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p>	<p>1—8 (略)</p> <p>9 平成二十三年五月一日から令和七年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地及び上屋の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。</p>
10 (略)	10 (略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第六条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(手数料の免除)</p> <p>第四条 知事は、第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、第五号又は第六号に該当する場合は自動車保管場所証明書交付手数料を、第七号に該当する場合は免許証再交付手数料を、第八号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>第六条 (適用除外) 一一四 (略)</p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第四条 知事は、第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、第五号又は第六号に該当する場合は自動車保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料(自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第四条第一項ただし書の申請に併せて同法第六条第一項の保管場所標章の交付を申請する場合を除く。)及び保管場所標章再交付手数料を、第七号に該当する場合は免許証再交付手数料を、第八号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>第六条 (適用除外) 一一四 (略) 五 保管場所標章交付手数料 六 保管場所標章再交付手数料</p>																								
<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>自動車保管場所の確保等に関する法律</td> <td>法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付</td> <td>自動車保管場所証明書交付手数料</td> <td>一、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	自動車保管場所の確保等に関する法律	法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	一、三〇〇円	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>自動車保管場所の確保等に関する法律</td> <td>法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付</td> <td>自動車保管場所証明書交付手数料</td> <td>一、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>法第六条第一項(法)</td> <td>(略)</td> <td>保管場所標章</td> <td>五五〇円</td> </tr> </table>	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	自動車保管場所の確保等に関する法律	法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	一、一〇〇円	法第六条第一項(法)	(略)	保管場所標章	五五〇円
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																						
自動車保管場所の確保等に関する法律	法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	一、三〇〇円																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																						
自動車保管場所の確保等に関する法律	法第四条第一項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付	自動車保管場所証明書交付手数料	一、一〇〇円																						
法第六条第一項(法)	(略)	保管場所標章	五五〇円																						

		(以下この項において「法」といふ。)
		(以下この項において「法」といふ。)
第七條第二項（法第十三條第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付	交付手数料	
法第六條第三項（法第七條第二項（法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三條第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	五五〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三條の規定は令和七年四月十四日から施行する。

(経過措置)

2 第六條の規定による改正後の広島県警察関係手数料条例第四條の規定の施行の際現に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第六條第一項に規定する同法第四條第一項ただし書の政令で定める通知が行われている場合における保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う建築物の確認申請手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（法人税割の税率の特例） 第二条 令和七年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>	<p>（法人税割の税率の特例） 第二条 令和二年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年四月一日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等の建設に要する経費に充てる財源の確保を目的として、法人税割に係る県民税の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長するため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例案
 広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例

広島県市町振興基金条例（昭和四十九年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第一条 市町の振興を図る事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、広島県市町振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て) 第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。</p> <p>(管理) 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	<p>(設置) 第一条 行政水準の向上を目的として市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けるため、広島県市町振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第二条 基金の額は、二十五億円とする。</p> <p>2) 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをし、又はその一部の処分をすることができる。</p> <p>3) 前項の規定により積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、当該積立て額相当額増加し、又は当該処分額相当額減少するものとする。</p> <p>(貸付対象事業) 第三条 資金の貸付けの対象となる市町等の事業の範囲は、知事が定める。</p> <p>(貸付対象市町等の要件) 第四条 資金の貸付けの対象とする市町等は、次の各号に掲げる要件を併せ備えていなければならない。</p> <p>一 貸し付けた資金の償還について十分な能力を有すること。</p> <p>二 財務の経理が適正であり、かつ、財政運営の健全性を維持するために十分努力していることと認められること。</p>

三 その他別に規則で定める要件

(貸付け決定に当たつての配慮)

第五条 知事は、資金の貸付けの対象とする市町等の事業の決定に当たつては、事業の緊急性、市町等の財政事情、地域間の行政水準の均衡化等について、特に配慮するものとする。

(貸付条件)

第六条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- 一 貸付利率 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定により地方債として運用される財政融資資金の利率以内で知事が定める利率
 - 二 償還期限 貸付年度及びその翌年度の二月一日までを据置期間とし、据置期間経過後十年以内
 - 三 償還方法 元利均等年賦償還
 - 四 償還期日 毎年二月一日
 - 五 延滞利息 償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、延滞元利金につき年十パーセントの割合で計算した金額
- 2 知事は、特に必要と認めるときは、前項の貸付条件の特例を定め、又は他の条件を付することができる。

(実地検査等)

第七条 知事は、資金の貸付けに係る事務の適正を期するため必要があるときは、資金の貸付けを受けた市町等に対して報告を求め、又は実地に検査することができる。

(繰上償還)

第八条 知事は、資金の貸付けを受けた市町等が資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかつたときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 資金の貸付けを受けた市町等は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

第九条 (略)

第四条 (略)

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第六条・第七条 (略)

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

第十条・第十一条 (略)

(委任規定)

第十二条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

市町の振興を図るために設置された広島県市町振興基金について、市町等が実施する公共施設の整備事業等に関する貸付けの終了に伴い、必要な規定の整備のため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
第二条（略）	事務	市町	市町
十一の四（略） (1)―(5)（略） (6) 第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加 (7)―(16)（略） (17) 第五十一条第四項の規定による原状回復等の措置 (18) 第五十一条第五項の規定による原状回復等の措置に係る費用の徴収		（略）	（略）
十九の四（略） (1)―(11)（略） (12) 第十六条第一項の規定による開発行為に対する勧告 (13) 第十六条第二項の規定による勧告内容等の公表		（略）	（略）
第三条（略）	事務	市町	市町
（建築基準法関係） 五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「令」という。）	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府	（建築基準法関係） 五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「令」という。）	竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府

<p>て「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。)、広島県建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)</p> <p>(3) 並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(政令第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第七十七条の四、法第八十八条第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び石高平原町(三次市について)</p> <p>は、(2)から(4)まで及び(10)に掲げる事務(政令第四百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例第八十七條の四、法第八十八條第一項及び第二項、条例第十四條第一項並びに条例第十五條第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>て「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。)、広島県建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)</p> <p>(3) 並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(政令第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第七十七条の四、法第八十八条第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び石高平原町(三次市について)</p> <p>は、(2)、(4)及び(5)に掲げる事務(政令第四百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例第八十七條の四、法第八十八條第一項及び第二項、条例第十四條第一項並びに条例第十五條第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>(2) 法第七条の六第一項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(3) 法第十八条第三十八項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(4) (略)</p> <p>(17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>(15)及び(16)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に掲げるものに限る。)</p> <p>(17)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))、</p>	<p>(2) 法第六条第一項の規定による建築確認</p> <p>(3) 法第七条の六第一項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(4) 法第十五条第一項の規定による建築物の建築又は除却の届出の受付</p> <p>(5) 法第十八条第二項の規定による計画の通知の受付</p> <p>(6) 法第十八条第三十八項第一号及び第二号の規定による仮使用の認定</p> <p>(7) (略)</p> <p>(19) (1)から(18)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>(15)及び(16)に掲げる事務(政令第四百四十八条第五項に規定するものに限る。)</p> <p>(18)及び(19)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)</p> <p>(20)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))、同条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくもののうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案

広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略)</p> <p>2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略)</p> <p>2 利用料金は、利用許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略)</p> <p>2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略)</p> <p>2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)</p>	<p>(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者による利用料金制を採用している公の施設について、施設の特性及び利用状況を踏まえて、やむを得ない場合に施設の利用料金の後納を可能とするため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第四条 知事は、広島県子ども・子育て審議会 条例(平成二十五年広島県条例第四十五号) 第一条の規定に基づき設置された広島県子ど も・子育て審議会の意見を聴いた上で、知事 の監督に属する児童福祉施設に対し、最低基 準を超えて、その設備及び運営を向上させる ように勧告することができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所さ せる乳児院を除く。)の設置者は、小児科の 診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、 看護師、個別対応職員(個別的な配慮が必要 な児童等に対応する者のことをいう。以下同 じ。)、家庭支援専門相談員(児童の家族の 再統合に向けた支援等を行う者のことをいう 以下同じ。)、栄養士又は管理栄養士及び調 理員を置かなければならない。ただし、調理 業務の全部を委託する施設にあつては調理員 を置かないことができる。</p> <p>2-17 (略)</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第四条 知事は、広島県社会福祉審議会条例(平 成十二年広島県条例第七号)第一条の規定 に基づき設置された広島県社会福祉審議会の 意見を聴いた上で、知事の監督に属する児童 福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設 備及び運営を向上させるように勧告するこ とができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所さ せる乳児院を除く。)の設置者は、小児科の 診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、 看護師、個別対応職員(個別的な配慮が必要 な児童等に対応する者のことをいう。以下同 じ。)、家庭支援専門相談員(児童の家族の 再統合に向けた支援等を行う者のことをいう 以下同じ。)、栄養士及び調理員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委 託する施設にあつては調理員を置かないこ とができる。</p> <p>2-17 (略)</p>

（保育所の設備の基準の特例）
第四十六条（略）

- 一（略）
 - 二 当該保育所、他の施設、保健所又は市町村に置く栄養士又は管理栄養士により、献立の内容等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三一五（略）

（職員）

第五十七条 児童養護施設の設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2-7（略）

（職員）

第六十七条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2-3（略）

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5-11（略）

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13-15（略）

（保育所の設備の基準の特例）
第四十六条（略）

- 一（略）
 - 二 当該保育所、他の施設、保健所又は市町村に置く栄養士により、献立の内容等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三一五（略）

（職員）

第五十七条 児童養護施設の設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2-7（略）

（職員）

第六十七条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2-3（略）

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5-11（略）

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13-15（略）

(職員)

第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

二一五 (略)

215 (略)

(職員)

第九十一条 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

216 (略)

(職員)

第九十九条 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

216 (略)

(職員)

第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二一五 (略)

215 (略)

(職員)

第九十一条 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

216 (略)

(職員)

第九十九条 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

216 (略)

(社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員配置の基準) 第四条 (略) 一・二 (略) 三 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 一以上 四一六 (略) 二 (略)</p>	<p>(職員配置の基準) 第四条 (略) 一・二 (略) 三 栄養士又は調理員 一以上 四一六 (略) 二 (略)</p>

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準) 第十一条 養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一―五 (略) 六 栄養士又は管理栄養士 一以上 七 (略) 2―11 (略) 12 第二項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その</p>	<p>(職員の配置の基準) 第十一条 養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一―五 (略) 六 栄養士 一以上 七 (略) 2―11 (略) 12 第二項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p>

<p>7-9 (略)</p> <p>10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。</p>	<p>改正後</p> <p>(職員の配置の基準) 第十條 (略) 一―四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 一以上 六・七 (略) 2―5 (略) 6 第一項第五号の規定にかかわらず、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることに より当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、同号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>
<p>7-9 (略)</p> <p>10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。</p>	<p>改正前</p> <p>(職員の配置の基準) 第十條 (略) 一―四 (略) 五 栄養士 一以上 六・七 (略) 2―5 (略) 6 第一項第五号の規定にかかわらず、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることに より当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</p>

他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五 (略)

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五 (略)

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業員については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- 一 一四（略）
- 五 栄養士又は管理栄養士 一以上
- 六・七（略）

218（略）

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

- 一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）
- 五（略）

）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員又は調理員その他の従業員については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

- 一 一四（略）
- 五 栄養士 一以上
- 六・七（略）

218（略）

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

- 一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 四 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）
- 五（略）

10・11 (略)
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所(介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

10・11 (略)
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所(介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-11 (略) 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所(法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。)、併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。))に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。))の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応</p>	<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-11 (略) 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所(法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。)、併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。))に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。))の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応</p>

13 (略)

型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第二項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 (略)

型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第二項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（従業者）
 第二百二十条 (略)
 一―三 (略)
 四 栄養士又は管理栄養士 一以上
 五・六 (略)

2 前項第四号の栄養士又は管理栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連

改正前

（従業者）
 第二百二十条 (略)
 一―三 (略)
 四 栄養士 一以上
 五・六 (略)

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入

携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3-11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第四百四十七条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士又は管理栄養士 一以上

四・五 (略)

2-16 (略)

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入

所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3-11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第四百四十七条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士 一以上

四・五 (略)

2-16 (略)

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護

改正後	改正前
<p>所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）</p> <p>第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>指定介護予防サービス等基準条例第三百三十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>6 (略)</p>

(従業者)
第二百二条 (略)

一―三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五・六 (略)

2 前項第四号の栄養士又は管理栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3
11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第三百三十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる

(従業者)
第二百二条 (略)

一―三 (略)

四 栄養士 一以上

五・六 (略)

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3
11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第三百三十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつ

きる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士又は管理栄養士 一以上

四・五 (略)

2 | 6 (略)

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3・4 (略)

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、

て、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士 一以上

四・五 (略)

2 | 6 (略)

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3・4 (略)

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、

<p>指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>6 (略)</p>
--	---

改正
 (社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第八条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準) 第十条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2―9 (略) 10 第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。 11 第一項の規定にかかわらず、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては同項第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては同項第六号の調理員を置かないことができる。 12―14 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第二十六条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2―4 (略) 5 第一項の規定にかかわらず、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては同項第四号の栄養士若しくは管理栄養士又は同項第五号の事務員を、調理</p>	<p>(職員の配置の基準) 第十条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2―9 (略) 10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。 11 第一項の規定にかかわらず、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては同項第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては同項第六号の調理員を置かないことができる。 12―14 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第二十六条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2―4 (略) 5 第一項の規定にかかわらず、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては同項第四号の栄養士又は同項第五号の事務員を、調理業務の全部を委託す</p>

業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。

6・7 (略)

附則

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)
 第六条 (略)

一―四 (略)

五 栄養士又は管理栄養士 一以上

六―八 (略)

2―11 (略)

12 第一項第五号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。

13 第一項の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては同項第五号の栄養士若しくは管理栄養士、同項第六号の事務員、同項第七号の医師又は同項第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。

14・15 (略)

る等の都市型軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。

6・7 (略)

附則

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)
 第六条 (略)

一―四 (略)

五 栄養士 一以上

六―八 (略)

2―11 (略)

12 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

13 第一項の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては同項第五号の栄養士、同項第六号の事務員、同項第七号の医師又は同項第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。

14・15 (略)

(生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第九条 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準) 第八条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 栄養士又は管理栄養士</p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第十六条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 栄養士又は管理栄養士</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準) 第八条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 栄養士</p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員の配置の基準) 第十六条 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 栄養士</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 栄養士又は管理栄養士 一以上</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士又は管理栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 栄養士 一以上</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2-6 (略)</p> <p>7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9 (略)</p>

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十一条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（従業者の員数）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指</p>

定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。

一―三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五・六 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。

一―三 (略)

四 栄養士 一以上

五・六 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事) 第三十六条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事) 第三十六条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事) 第四十二条 (略) 2-3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事) 第四十二条 (略) 2-3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事) 第二十八条 (略) 2-4 (略)</p>	<p>(食事) 第二十八条 (略) 2-4 (略)</p>

5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

栄養士法の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことを踏まえ、関係条例の規定の整備等を行うため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（幼児連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼児連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（幼児連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼児連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p>

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を十年間から十二年間に延長するため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を
改正する条例案

児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を
改正する条例

児童福祉法等に基づく過料に関する条例（平成十八年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十二条の七、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第一百二十五条第一項及び第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）以下「難病患者医療法」という。）第五十一条の規定に基づく過料について定める。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十二条の六、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第一百二十五条第一項及び第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）以下「難病患者医療法」という。）第四十七条の規定に基づく過料について定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例案

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成二十六年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(民生委員の定数) 第一条 (略)		(民生委員の定数) 第一条 (略)	
市町名	定数	市町名	定数
尾道市	三七一人	尾道市	三七四人
東広島市	三二四人	東広島市	三三二人
江田島市	九八人	江田島市	一〇三人

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

(提案理由)

高齢者数及び世帯数等の増減による業務量の変動を踏まえ、要望のあった尾道市、東広島市及び江田島市について、民生委員の定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特</p>	<p>第三十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特</p>

定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。))第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第十二号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。))第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第十二号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場) 第四条 (略) 一―五 (略) 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十二号第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。))その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 七 (略)</p>	<p>(園路及び広場) 第四条 (略) 一―五 (略) 六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一号第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。))その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 七 (略)</p>

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務職員等）についての適用除外） 第十条の二 第四条第三項及び第四項並びに第五条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2) 前二条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員）についての適用除外） 第十条の二 第四条第三項及び第四項、第五条並びに前二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第二条 施行日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第十二条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）附則第四条第四項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について準用する。

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律においてへき地教育振興法の一部が改正されたことに伴い、へき地手当等の支給対象を拡大するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十三号議案

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定数） 第二条（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一三〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四七八人</p>	<p>（定数） 第二条（略）</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一二三人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 九、四六五人</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに市
町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

金属くず業条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

金属くず業条例の一部を改正する条例案
金属くず業条例の一部を改正する条例

金属くず業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認及び申告) 第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証等の提示を求め、等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(確認及び申告) 第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求め、等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本人確認をするための書類の例示から国民健康保険被保険者証を削るため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃
止する条例案

広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃
止する条例

広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例（平成三十年広島県条例第四十九号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成三十年七月豪雨による災害に係る寄附金を当該災害からの復興に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるために設置された広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金について、令和五年度中に全額を活用したことなどに伴い、当該基金を廃止するため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）二工区の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）

二工区

二 工事場所 呉市音戸町早瀬一丁目から江田島市大柿町大君まで

三 請負金額 二、三一〇、〇〇〇、〇〇〇円

四 請負者 東京都中央区日本橋箱崎町七番八号

ショーボンド建設株式会社

船橋市山野町二七番地

株式会社 横河ブリッジ

益田市神田町口六一五番地

株式会社 マシノ

五 工 期 議決の日の翌日から

令和九年三月三十一日まで

(提案理由)

一般国道四八七号道路災害防除工事(早瀬大橋上部工補修・耐震補強)二工区の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求めらる。

県第二十七号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営鯉港住宅一期新築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 県営鯉港住宅一期新築その他工事
- 二 工事場所 広島市南区宇品西二丁目
- 三 請負金額 一、四六八、五〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区上大須賀町一番一号
広成建設株式会社
広島市中区東千田町二丁目九番五七号
広電建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和八年九月三十日まで

(提案理由)

県営鯉港住宅一期新築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十八号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおりエアバス・ヘリコプターズ式AS三六五N三型ヘリコプター（JA一H P）定期点検（一〇年／三〇〇〇時間点検）整備業務の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 エアバス・ヘリコプターズ式AS三六五N三型ヘリコプター（JA一H P）定期点検（一〇年／三〇〇〇時間点検）整備業務
- 二 工事場所 契約した業者の指定する場所
- 三 請負金額 変更前 四六三、二八七、〇〇〇円
変更後 五二三、八四二、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都港区六本木六丁目一〇番一号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 五 工 期 令和六年四月一日から
令和七年三月二十八日まで

(提案理由)

エアバス・ヘリコプターズ式AS三六五N三型ヘリコプター(JA一HP)定期点検(二〇年/三〇〇時間点検)整備業務の請負契約は、整備業務の過程で判明した不具合内容の処置を行うに当たり、請負金額が五億円以上となるため、県議会の議決を求める。

県第二十九号議案

工事請負契約の変更について

令和三年県第一百一号議案により契約を締結することについて議決を得、令和六年県第三十七号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得、令和六年県第七十号議案により請負金額を変更することについて議決を得た[〃]松永線道路改良工事（仮称[〃] 軀トンネル）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求めらる。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変 更 後	変 更 前
一・二 三 請負金額	円七、九五七、八二三、五〇〇	一・二 三 請負金額 円七、三二九、七六四、二〇〇
四・五 (略)		四・五 (略)

(提案理由)

令和三年県第百一号議案により契約を締結することについて議決を得、令和六年県第三十七号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得、令和六年県第七十号議案により請負金額を変更することについて議決を得た靱松永線道路改良工事（仮称（靱トンネル）の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第四十号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第三十四号議案により契約を締結することについて議決を得た津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R五―一工区）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 三 請負金額	円 一、七二六、一九四、七〇〇	一・二 三 請負金額	円 一、六九九、五〇〇、〇〇〇
四 五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年十二月二十六日まで	四 五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年九月十二日まで

(提案理由)

令和六年県第三十四号議案により契約を締結することについて議決を得た津之郷山守線(福山西環状線)道路改良工事(R五―一工区)の請負契約については、労務単価の変動に伴う設計変更や部材の調達に遅延が生じた影響により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

工事請負契約の変更について

令和四年県第八十六号議案により契約を締結することについて議決を得た国際拠点港湾
 広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部上部工事（十一工区）の請負契
 約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように
 変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 四、七〇三、九二二、三〇〇	一・二 請負金額	円 四、三二〇、四七〇、〇〇〇
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年十月十四日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年四月十四日まで

(提案理由)

令和四年県第八十六号議案により契約を締結することについて議決を得た国際拠点港湾
広島港臨港道路廿日市草津線広島はつかいち大橋海上部上部工事(十一工区)の請負契
約については、労務単価等の変動や工事内容の一部変更に伴う設計変更により請負金額及
び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第四十二号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

所在地 東広島市西条西本町一三二一番一

種別 土地

地目 雑種地

面積 三、〇八一・八三平方メートルのうち九、八五四・五一分の七、一一〇・四七

二 貸付期間

令和七年四月一日から

令和十二年三月三十一日まで

三 相手方

広島市中区大手町二丁目二番一五号

広島県住宅供給公社

(提案理由)

広島県住宅供給公社に無償で貸し付けている財産を同公社に引き続き無償で貸し付けるため、県議会の議決を求める。

県第四十三号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

所 在 尾道市栗原町九九七

種 別 工作物

種 目 特定公園施設（アーバンスポーツ施設等）

面 積 四、一六六・七平方メートル

二 取得価格 一七八、〇九〇、〇〇〇円

三 相手方 広島市中区袋町四番三二号

株式会社 びんごスポーツパークマネジメント

(提案理由)

広島県立びんご運動公園民間活力導入事業に伴い、当該事業により整備される工作物を取得しようとするものであるが、買い入れようとする施設の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第四十四号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 公の施設の名称

広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）

二 指定管理者となる団体の名称

廿日市市阿品一丁目四番一号

株式会社 グローバルリゾート

三 指定の期間

令和七年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第四十五号議案

広島高速道路公社の定款の一部変更について

広島高速道路公社から地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第五項の規定により、次のとおり基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九三、六二九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四六、八一四、八〇〇、〇〇〇円 広島市 四六、八一四、八〇〇、〇〇〇円</p>	<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九一、八五四、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四五、九二七、三〇〇、〇〇〇円 広島市 四五、九二七、三〇〇、〇〇〇円</p>

(提案理由)

広島高速道路公社から基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

県第四十六号議案

農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり農村整備事業のうちため池緊急整備事業（野瀬浦池地区、新池地区、奥池地区、宇根池地区、猪子池地区、尾首池地区、岩風呂池（石風呂池）地区、釈迦谷二号池地区、貞近谷二号池地区、後戸地区及びキツネ堂大池（才迫池）地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業	負担基準	受益市町
ため池緊急整備事業（野瀬浦池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	呉市
ため池緊急整備事業（新池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	呉市
ため池緊急整備事業（奥池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	尾道市
ため池緊急整備事業（宇根池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	尾道市
ため池緊急整備事業（猪子池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	府中市
ため池緊急整備事業（尾首池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	府中市
ため池緊急整備事業（岩風呂池（石風呂池）地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	庄原市
ため池緊急整備事業（釈迦谷二号池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	安芸高田市
ため池緊急整備事業（貞近谷二号池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	安芸高田市
ため池緊急整備事業（後戸地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	北広島町
ため池緊急整備事業（キツネ堂大池（才迫池）地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	世羅町

(提案理由)

農村整備事業のうちため池緊急整備事業(野瀬浦池地区、新池地区、奥池地区、宇根池地区、猪子池地区、尾首池地区、岩風呂池(石風呂池)地区、釈迦谷二号池地区、貞近谷二号池地区、後戸地区及びキツネ堂大池(才迫池)地区)に要する費用の一部の負担を受
益市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十七号議案

広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和七年度

二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十八号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和七年二月十七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 二 契約金額 一七、六四一、〇〇〇円を上限とする額
- 三 契約の相手方 氏 名 車 元 晋（弁護士）
居住地 広島市中区
- 四 契約期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 費用の支払方法 契約の定めるところによる。

(提案理由)

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。